

川内原子力発電所 参考資料	
資料番号	SSs-2(比較)-2
提出年月日	2023年11月30日

## 川内原子力発電所1号炉及び2号炉

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う  
設置変更許可申請書の変更要否の整理について

### 伊方発電所3号炉との比較表

2023年11月

九州電力株式会社

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要 ----- 1</p> <p>2. 確認方法 ----- 2</p> <p>3. 確認結果 ----- 10</p> <p>4. まとめ ----- 23</p> <p>添付資料 1 標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループ選定への影響について</p> <p>添付資料 2 基準津波と組み合わせる地震について</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">添付資料 3 既許可の設計方針が変更不要であることの確認</p> <p style="text-align: center;">i</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概 要 ..... 1</p> <p>2. 確認方法 ..... 2</p> <p>3. 確認結果 ..... 8</p> <p>4. まとめ ..... 25</p> <p>添付資料 1 標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループ選定への影響について</p> <p>添付資料 2 基準津波と組み合わせる地震について</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">添付資料 3 既許可の設計方針が変更不要であることの確認</p> <p style="text-align: center;">i</p>	<p>・川内 1, 2 号では、Ss-3 追加に伴う施設への影響を網羅的に確認した結果、耐震工事の可能性のある設備として、補機類を含めた 12 設備が抽出された。抽出された 12 設備は、いずれも支持構造物の追設等により耐震安全性を満足する見通しが得られており、これを定量的に説明する目的で、検討内容を詳述した添付資料を追加した。</p> <p>なお、添付資料 3 については、比較対象となる資料が存在しないため、比較表の作成を省略する。</p>

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>1. 概要</p> <p>令和3年4月21日に「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）等が一部改正され、基準地震動評価について、震源を特定せず策定する地震動のうち全国共通に考慮すべき地震動として、標準応答スペクトルを考慮した評価が新たに規制に取り入れられた。</p> <p>基準地震動については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）の第4条「地震による損傷の防止」で定義されているが、その他の条文の適合性の確認でも、幅広く用いている。</p> <p>そこで、標準応答スペクトルを考慮した評価に基づき策定した基準地震動Ss-3-3を追加した設置変更許可申請にあたり、令和2年9月16日付け原規規発第2009168号にて許可を受けた設置変更許可申請書（以下「既許可申請書」という。）から変更すべき事項を網羅的に抽出しており、本資料ではその妥当性について説明するものである。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>1. 概要</p> <p>令和 3 年 4 月 21 日に「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）等が一部改正され、基準地震動評価について、震源を特定せず策定する地震動のうち全国共通に考慮すべき地震動として、標準応答スペクトルを考慮した評価が新たに規制に取り入れられた。</p> <p>基準地震動については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）の第 4 条「地震による損傷の防止」で定義されているが、その他の条文の適合性の確認でも、幅広く用いている。</p> <p>そこで、標準応答スペクトルを考慮した評価に基づき策定した基準地震動 Ss-3 を追加した設置変更許可申請にあたり、令和 2 年 10 月 21 日付け原規規発 2010213 号にて許可を受けた設置変更許可申請書（以下「既許可申請書」という。）から変更すべき事項を網羅的に抽出しており、本資料ではその妥当性について説明するものである。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p style="text-align: center;">—</p>



【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表


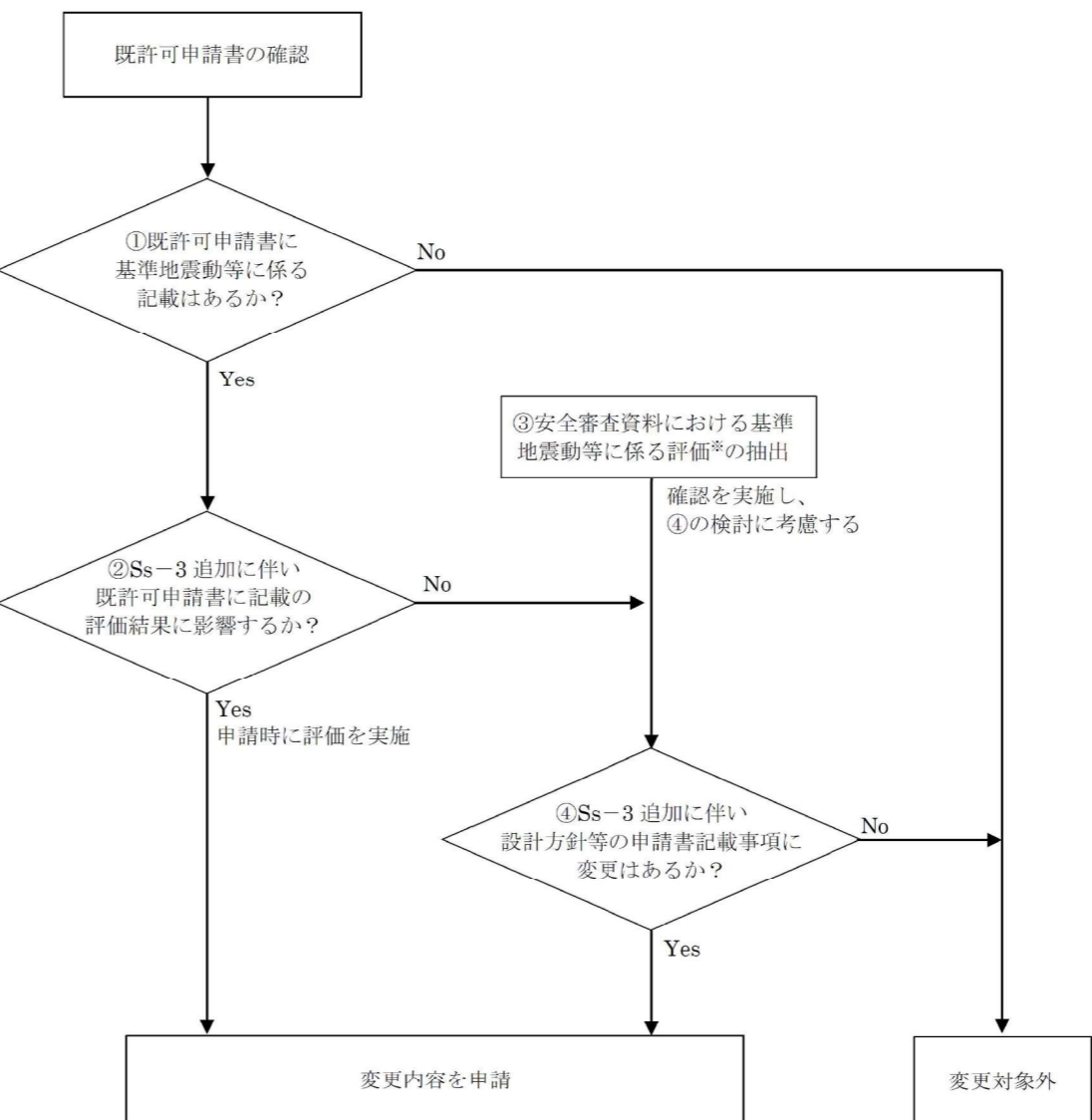
伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>2. 確認方法</p> <p>既許可申請書について、基準地震動及び弾性設計用地震動（以下「基準地震動等」という。）に対する設計方針や評価結果の記載の有無を確認するとともに、Ss-3-3の追加に伴う記載内容の変更要否を検討する。</p> <p>併せて、既許可申請書に対する安全審査資料から基準地震動等の評価を抽出し、既許可申請書に記載の内容に影響を及ぼすかどうか確認する。</p> <p>本検討フローを第2-1図に示す。</p> <p>【検討フロー詳細】</p> <p>①既許可申請書を網羅的に確認し、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載の有無を抽出する。</p> <p>②抽出した記載のうち、基準地震動等に対する評価結果については、Ss-3-3の追加に伴い、既許可申請書に記載の評価結果に影響するか検討を行い、影響する場合は、設置変更許可申請書において、評価を実施の上、同申請書に反映する。</p> <p>③既許可申請書に記載の設計方針を決定するにあたり、基準地震動等に対する評価結果に基づいていないか確認するため、既許可申請書に対する安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果を網羅的に抽出する。確認した安全審査資料を第2-1表に示す。</p> <p>ここで、第2-2図に示すとおり、追加する基準地震動Ss-3-3は、水平方向においては、既存の基準地震動Ss-1に包絡されており、鉛直方向においては、既存の基準地震動を上回っている周期帯があるものの、その範囲は狭く、超過している割合も小さい。具体的な加速度の超過割合としては、周期約0.035秒(以下「超過周期1」という。)において1%未満、周期約0.07~0.09秒(以下「超過周期2」という。また、超過周期1及び超過周期2を合わせて、以下「超過周期」という。)において7%未満(以下「最大超過率」という。)である。一般的な施設の耐震評価において、水平方向の地震力が支配的であることに加え、追加する基準地震動Ss-3-3の水平方向の加速度は、既存の基準地震動Ss-1に対して、超過周期1において約95%、超過周期2において約91%であることを踏まえれば、<b>設計及び工事計画認可申請書への見通しを有する。</b></p> <p>よって、安全審査資料において、基準地震動等に対する評価結果が記載されているが、その評価結果が（設計及び）工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて（設計及び）工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示している内容については、同申請手続きの中で評価結果をお示しすることとし、抽出の対象外とする。</p> <p>なお、設計及び工事計画認可申請においては、認可実績のある評価手法を</p> <p style="text-align: center;">2</p>	<p>2. 確認方法</p> <p>既許可申請書について、基準地震動及び弾性設計用地震動（以下「基準地震動等」という。）に対する設計方針や評価結果の記載の有無を確認するとともに、Ss-3の追加に伴う記載内容の変更要否を検討する。</p> <p>併せて、既許可申請書に対する安全審査資料から基準地震動等の評価を抽出し、既許可申請書に記載の内容に影響を及ぼすかどうか確認する。</p> <p>本検討のフローを第2-1図に示す。</p> <p>【検討フロー詳細】</p> <p>①既許可申請書を網羅的に確認し、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載の有無を抽出する。</p> <p>②抽出した記載のうち、基準地震動等に対する評価結果については、Ss-3の追加に伴い、既許可申請書に記載の評価結果に影響するか検討を行い、影響する場合は、設置変更許可申請書において、評価を実施の上、同申請書に反映する。</p> <p>③既許可申請書に記載の設計方針を決定するにあたり、基準地震動等に対する評価結果に基づいていないか確認するため、既許可申請書に対する安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果を網羅的に抽出する。確認した安全審査資料を第2-1表に示す。</p> <p>ここで、第2-2図に示すとおり、追加する基準地震動 Ss-3（令和 5 年 7 月 28 日付け第 1173 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合にて提示した基準地震動 Ss-3）の超過周期及び超過割合は、水平方向については、約 0.2 秒より短周期側において最大 5 割程度、鉛直方向については、主に約 0.1 秒より短周期側において最大 7 割程度である。</p> <p>安全審査資料において、基準地震動等に対する評価結果が記載されているが、その評価結果が設計及び工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて設計及び工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示している内容については、基準地震動 Ss-3 の超過周期及び超過割合を踏まえ、既許可申請書の設計方針を変更する必要はないことを確認した場合において、抽出の対象外とする。</p> <p>なお、設計及び工事計画認可申請においては、認可実績のある評価手法を採用し、必要に応じて支持構造物の追設等の耐震工事等を実施することで、設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行う。</p> <p>また、基準地震動 Ss-3 の追加が、評価結果や考察に影響を与えない内容についても、その根拠を示した上で抽出の対象外とする。</p> <p>④基準地震動等に対する設計方針の記載について、③での確認結果も踏まえ、記載変更の必要性について検討する。</p> <p style="text-align: center;">2</p>	<p>・川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、安全審査資料の抽出にあたっては、設工認申請書の評価結果を確認し、既許可申請書の設計方針への影響を考察した上で、抽出要否を判断することとした。</p>



【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

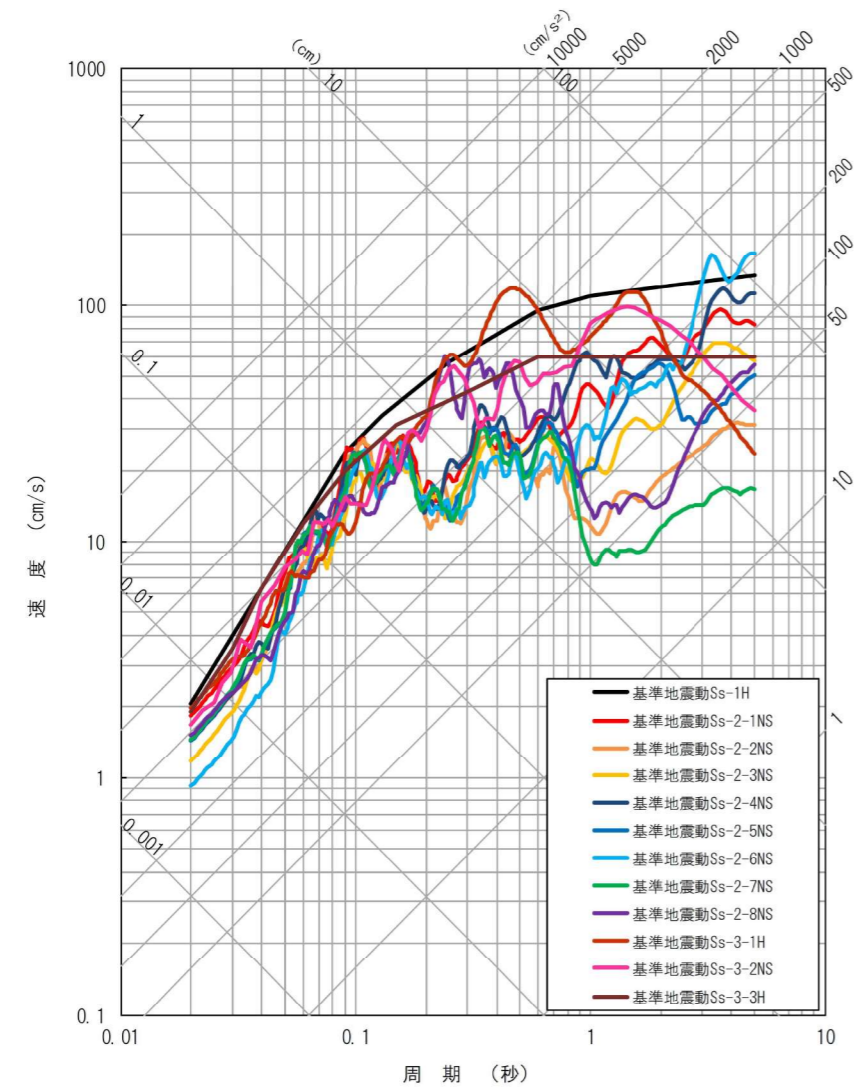
伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>採用し、必要に応じて支持構造物の追設等の耐震工事等を実施することで、設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行う。</p> <p>また、基準地震動Ss-3-3の追加が、評価結果や考察に影響を与えない内容についても、その根拠を示した上で抽出の対象外とする。</p> <p>④基準地震動等に対する設計方針の記載について、③での確認結果も踏まえ、記載変更の必要性について検討する。</p> <p style="text-align: center;">3</p>	—	—

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提 出 版)	川内原子力発電所 1 号炉 及 び 2 号 炉	差 異 理 由
 <p>既許可申請書の確認</p> <p>①既許可申請書に基準地震動等に係る記載はあるか？</p> <p>No → 変更対象外</p> <p>Yes → ③安全審査資料における基準地震動等に係る評価<sup>※</sup>の抽出</p> <p>②Ss-3追加に伴い既許可申請書に記載の評価結果に影響するか？</p> <p>No → 確認を実施し、④の検討に考慮する</p> <p>Yes → 申請時に評価を実施</p> <p>④Ss-3追加に伴い設計方針等の申請書記載事項に変更はあるか？</p> <p>No → 変更対象外</p> <p>Yes → 変更内容を申請</p> <p>※ その評価結果が(設計及び)工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて(設計及び)工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示しているもの、並びに基準地震動Ss-3-3の追加が評価結果や考察に影響を与えないものは除く。</p> <p>第2-1図 基準地震動Ss-3-3の追加に伴う既許可申請書への影響検討フロー</p> <p>4</p>	 <p>既許可申請書の確認</p> <p>①既許可申請書に基準地震動等に係る記載はあるか？</p> <p>No → 変更対象外</p> <p>Yes → ②Ss-3追加に伴い既許可申請書に記載の評価結果に影響するか？</p> <p>No → ③安全審査資料における基準地震動等に係る評価<sup>※</sup>の抽出</p> <p>Yes → 申請時に評価を実施</p> <p>④Ss-3追加に伴い設計方針等の申請書記載事項に変更はあるか？</p> <p>No → 確認を実施し、④の検討に考慮する</p> <p>Yes → 変更内容を申請</p> <p>※ その評価結果が設計及び工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて設計及び工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示しているものについては、Ss-3の超過周期及び超過割合を踏まえ既許可申請書の設計方針を変更する必要はないことを確認した場合において、抽出の対象外とする。また、基準地震動Ss-3の追加が評価結果や考察に影響を与えないものについても、抽出の対象外とする。</p> <p>第 2-1 図 Ss-3 追加に伴う既許可申請書の変更要否検討フロー</p> <p>3</p>	<p>・川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、安全審査資料の抽出にあたっては、設工認申請書の評価結果を確認し、既許可申請書の設計方針への影響を考察した上で、抽出要否を判断することとした。</p>

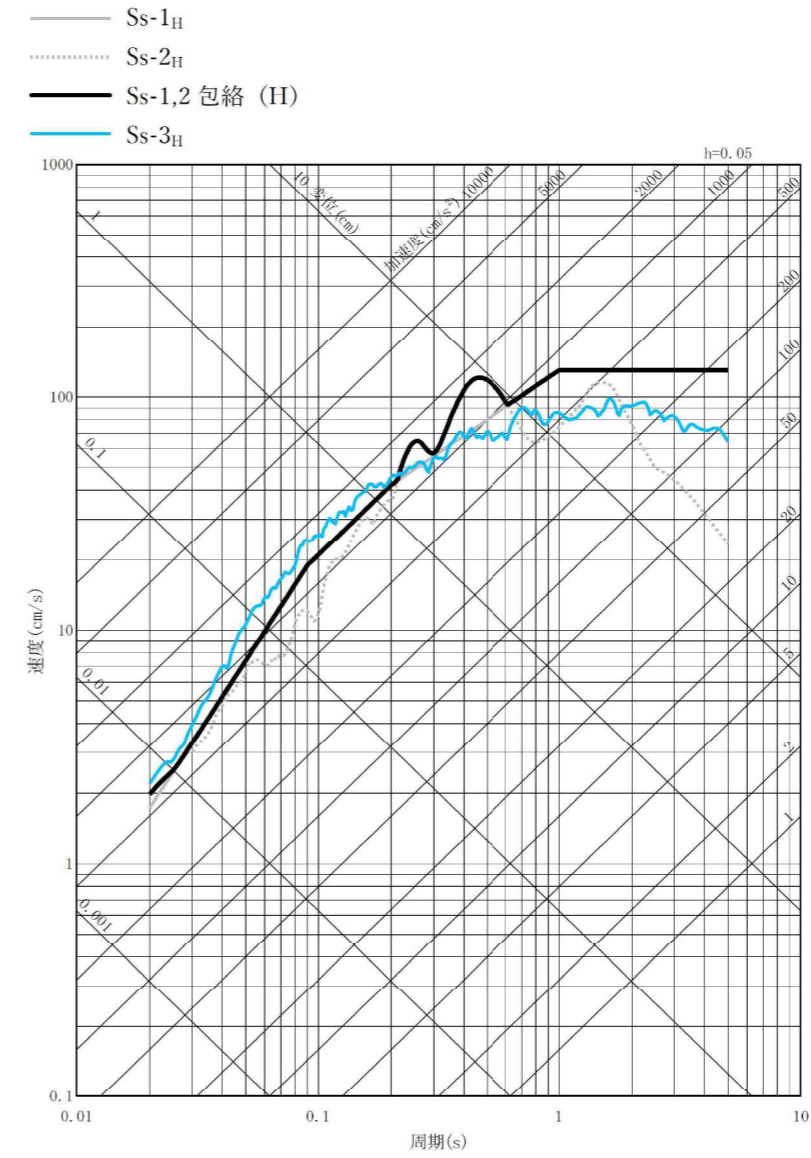
【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提 出 版)



第2-2図 (1/3) 基準地震動Ss-3-3と既存の基準地震動の比較 (水平[NS]方向)

川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉



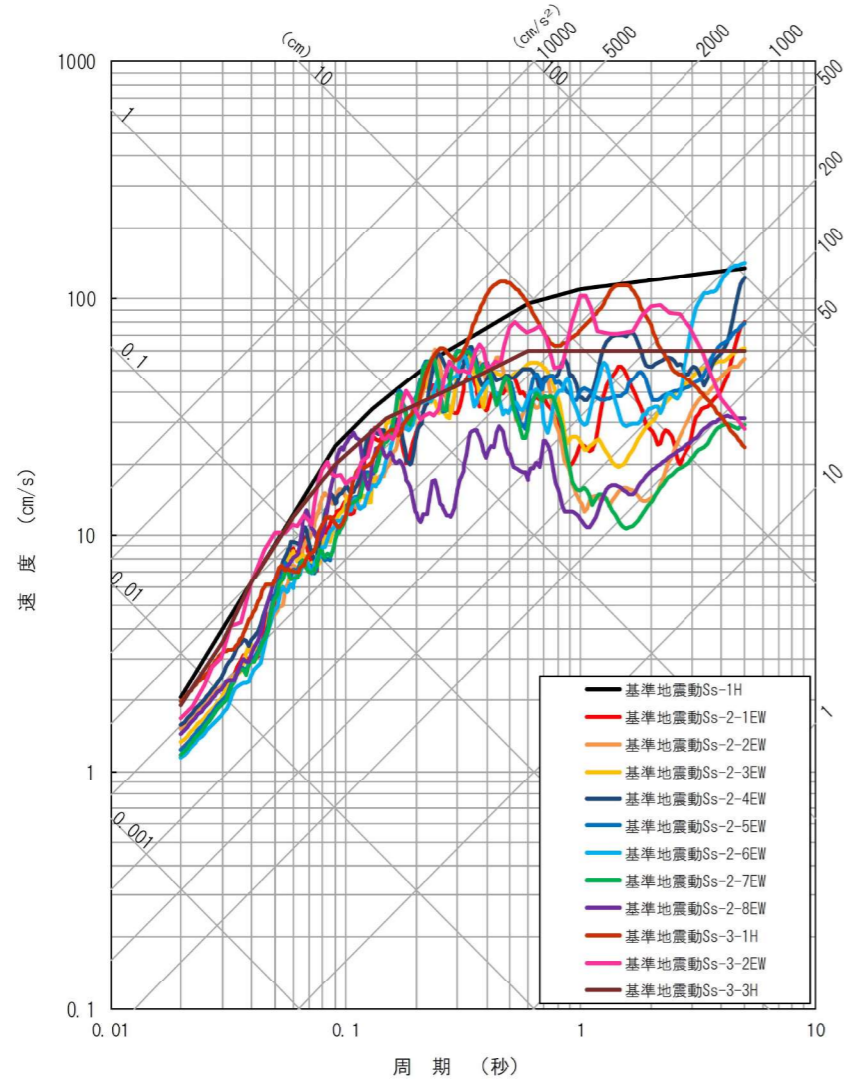
第 2-2 図 (1/2) Ss-3 と現行の基準地震動 Ss-1,2 の比較 (水平方向)

差異理由

—

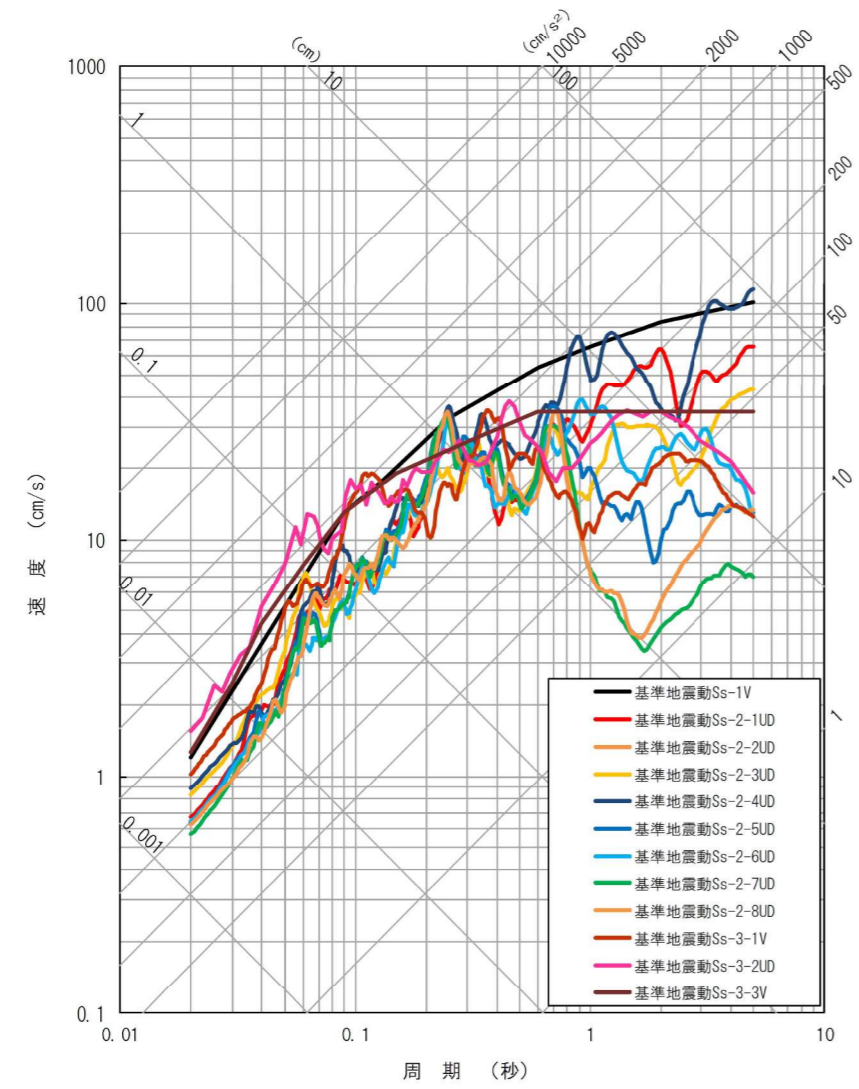


【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 月 1 8 日 提 出 版)	川内原子力発電所 1 号炉 及 び 2 号 炉	差 異 理 由
 <p>第2-2図 (2/3) 基準地震動Ss-3-3と既存の基準地震動の比較 (水平[EW]方向)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

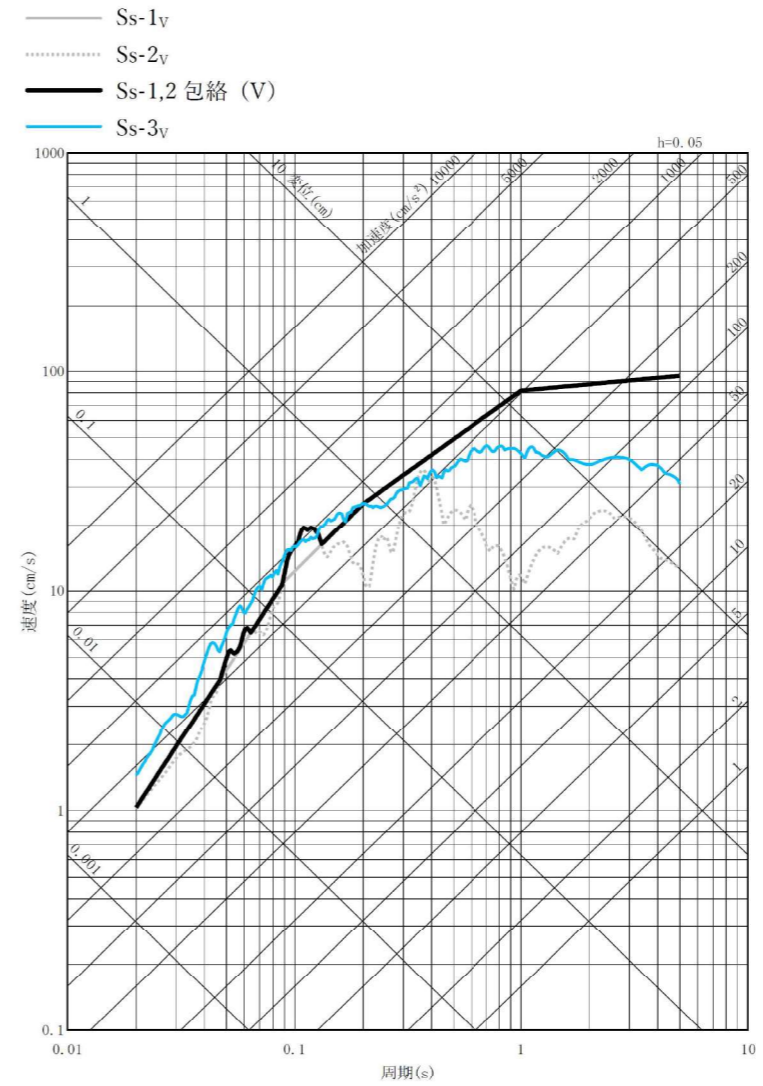
【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 月 1 8 日 提 出 版)



第2-2図 (3/3) 基準地震動Ss-3-3と既存の基準地震動の比較 (鉛直方向)

川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉



第 2-2 図 (2/2) Ss-3 と現行の基準地震動 Ss-1,2 の比較 (鉛直方向)

差異理由

—







【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>3. 確認結果</p> <p>3.1 既許可申請書の抽出結果</p> <p>既許可申請書を網羅的に確認し、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載を抽出した。（第2-1図①）</p> <p>抽出結果を第3-1表に示す。なお、添付書類八のうち、「1.12 原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」については、申請毎の安全設計の方針を記載したものであり、申請により更新するものではないため、確認を省略する。</p> <p>3.2 Ss-3追加に伴い影響する評価結果の抽出結果</p> <p>3.1項で抽出した記載のうち、基準地震動等に対する評価結果については、Ss-3-3の追加に伴い、評価結果に影響するか検討を行った。（第2-1図②）</p> <p>検討の結果、Ss-3追加に伴い評価結果に影響する項目として、第3-1表の橙色ハッチングで示した添付書類六の「3. 地盤」に記載の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価結果、並びに「5. 地震」に記載の基準地震動の策定結果が抽出された。これらについて、Ss-3追加に伴い変更が必要となる結果については、設置変更許可申請書に記載し、申請を行った。</p> <p>3.3 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果の抽出結果</p> <p>既許可申請書に記載の設計方針を決定するにあたり、基準地震動等に対する評価結果に基づいていないか確認するため、既許可申請書に対する安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果を網羅的に抽出した。（第2-1図③）</p> <p>抽出結果を第3-2表に示す。記載されている基準地震動等に対する評価結果については、いずれも基準地震動等の追加が、その評価結果や考察に影響を与えないか、若しくは（設計及び）工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて（設計及び）工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示している内容であることを確認したことから、既許可申請書に記載の設計方針に影響を与えるものはないことを確認した。</p> <p>なお、既許可申請書に対する安全審査資料において、（設計及び）工事計画認可申請書に対する見通しを示した評価結果については、基準地震動Ss-3-3追加に伴う設計及び工事計画への見通しについても、同表にて考察を行い、見通しを得ている。</p> <p>3.4 設計方針等の変更の必要性の検討結果</p> <p>3.3項にて、安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果は、既許可申請書に影響を与えないことを確認したことから、3.1項の抽出結果のうち、</p>	<p>3. 確認結果</p> <p>3.1 既許可申請書の抽出結果</p> <p>既許可申請書を網羅的に確認し、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載を抽出した。（第2-1図①）</p> <p>抽出結果を第3-1表に示す。なお、添付書類八のうち、「1.12 原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」については、申請毎の安全設計の方針を記載したものであり、申請毎に更新するものではないため、確認を省略する。</p> <p>3.2 Ss-3追加に伴い影響する評価結果の抽出結果</p> <p>3.1項で抽出した記載のうち、基準地震動等に対する評価結果については、Ss-3の追加に伴い、評価結果に影響するか検討を行った。（第2-1図②）</p> <p>検討の結果、Ss-3追加に伴い評価結果に影響する項目として、第3-1表の橙色ハッチングで示した添付書類六の「7.5 地震」に記載の基準地震動の策定結果、並びに「7.6 原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性」に記載の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価結果が抽出された。これらについて、Ss-3追加に伴い変更が必要となる結果については、設置変更許可申請書に記載し、申請を行った。</p> <p>3.3 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果の抽出結果</p> <p>既許可申請書に記載の設計方針を決定するにあたり、基準地震動等に対する評価結果に基づいていないか確認するため、既許可申請書に対する安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果を網羅的に抽出した。（第2-1図③）</p> <p>抽出結果を第3-2表に示す。記載されている基準地震動等に対する評価結果については、以下の(1)又は(2)の事項に該当することから、既許可申請書に記載の設計方針に影響を与えるものではないことを確認した。</p> <p>(1) 基準地震動等の追加が、その評価結果や考察に影響を与えないこと</p> <p>(2) 設計及び工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて設計及び工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示している内容については、基準地震動 Ss-3 の超過周期及び超過割合を踏まえ、既許可申請書の設計方針を変更する必要はないこと</p> <p>なお、基準地震動 Ss-3 追加に伴う施設への影響については、新規制基準適合性設工認以降の既設工認申請書に評価結果が記載された施設を対象として、網羅的に確認している。具体的には、基準地震動 Ss-3 の水平方向及び鉛直方向の超過周期に固有周期を有する施設を対象として、基準地震動 Ss-3 の超過割合と施設の現行裕度を基に考察した結果、いずれも認可実績のある評価手法の適用及び</p>	<p>① 川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、安全審査資料の抽出にあたっては、設工認申請書の評価結果を確認し、既許可申請書の設計方針への影響を考察した上で、抽出要否を判断することとした。</p> <p>② 川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、施設への影響確認にあたっては、設工認申請書を網羅的に確認した上で、既許可の設計方針を変更する必要はないことを確認している。</p>



【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>設計方針について、基準地震動等の追加に伴い記載変更の必要性について検討した。（第2-1図④）</p> <p>検討結果を第3-3表に示す。記載のほとんどが、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計する方針の記載であるが、基準地震動等の追加を考慮した場合でも「基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計する」という基本的設計方針の変更はない。</p> <p>① なお、添付書類五については、最新の技術者数等を更新し、添付書類十一については、本申請における品質管理を記載する。</p> <p style="text-align: center;">11</p>	<p>（前頁より）</p> <p>支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見通しであり、既許可の設計方針を変更する必要はないことを確認した。</p> <p>3.4 設計方針等の変更の必要性の検討結果</p> <p>3.3 項にて、安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果は、既許可申請書に影響を与えないことを確認したことから、3.1 項の抽出結果のうち、設計方針について、基準地震動等の追加に伴う記載変更の必要性について検討した。（第2-1 図④）</p> <p>検討結果を第 3-3 表に示す。記載のほとんどが、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計する方針の記載であるが、基準地震動等の追加を考慮した場合でも「基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計する」という基本的設計方針の変更はない。</p> <p>弾性設計用地震動の設定にあたっては、現行の基準地震動 Ss-1,2 に対する係数 0.6 とは異なる値を設定することとした。具体的には、基準地震動 Ss-3 に対して係数 0.5 を乗じることで、基準地震動 S<sub>1</sub> の応答スペクトルを包絡することを確認したため、これを弾性設計用地震動 Sd-3 として設定した。</p> <p>① 添付書類五については、最新の技術者数等を更新し、添付書類十一については、本申請における品質管理を記載する。</p> <p style="text-align: center;">9</p>	<p>① 川内 1, 2 号では、Sd-3 の設定にあたって、現行の Sd 1, 2 とは異なる係数を設定することとした。これは設置許可申請書の本文記載事項の変更を伴うため、今回申請における変更箇所として記載した。</p>



伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版)

第 3-1 表 既許可申請書の抽出結果 (1 / 3)

基礎地震動等に関する記載概要 (記載がある場合のみ)

二号	既許可申請書	
二号	使用の目的	
三号	発電用原子炉の型式、熱出力及び基数	
四号	発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地	
五号	発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	
五号 イ	発電用原子炉施設の位置	・各施設について、設置許可基準規則で定められている支持性能等を有する地盤に設置する。 ・アセスメントに関し、想定される重大事故等に対して対応できるよう地震による影響等を想定する。 ・発電用原子炉施設の耐震構造 (基準地震動のスペクトル形状及び時刻歴取値) の設計方針を記載。 ・耐津波設計 (入力津波による水位変動に対して地震による地盤変動を考慮) の設計方針を記載。
五号 ロ	発電用原子炉施設の一般構造	
五号 ハ	原子炉本体の構造及び設備	
五号 ニ	核燃料物質の圧入施設及び貯蔵施設の構造及び設備	
五号 ホ	原子炉冷却系統施設の構造及び設備	
五号 ヘ	計測制御系統施設の構造及び設備	
五号 ト	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	
五号 チ	放射線管理施設の構造及び設備	
五号 リ	原子炉格納施設の構造及び設備	
五号 ス	その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備	・蓄電池 (3 系統目) の特に高い信頼性に対する設計方針を記載。 ・緊急時対策所や通信連絡設備について、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないように設計する方針を記載。
六号	発電用原子炉施設の工事計画	
七号	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量	
七号 イ	年間予定使用量	
七号 ロ	使用済燃料の処分方法	
八号	発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項	
九号	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法	
九号 イ	放射線被ばくに関する事項	
九号 ロ	周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果	
九号 ハ	発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項	
十号	運転時の異常な過渡変化	
十号 イ	設計基準事故	
十号 ロ	設計基準事故	

本文

：本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの

川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉

第 3-1 表 既許可申請書の抽出結果 (1 / 3)

基礎地震動等に関する記載概要 (記載がある場合のみ)

二号	既許可申請書	
二号	使用の目的	
三号	発電用原子炉の型式、熱出力及び基数	
四号	発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地	
五号	発電用原子炉及び付属施設の位置、構造及び設備	
五号 イ	発電用原子炉施設の位置	・施設について、設置許可基準規則で定められている支持性能等を有する地盤に設置する。 ・アセスメントについて、想定される重大事故等に対して対応できるよう、地震による影響等を想定する。 ・耐震構造 (基準地震動の応答スペクトル形状及び時刻歴取値) 及び二階性設計用地震動の想定の方針を記載。 ・耐津波構造 (入力津波による水位変動に、地震による地盤変動を安全側に考慮) の設計方針を記載。
五号 ロ	発電用原子炉施設的一般構造	
五号 ハ	原子炉本体の構造及び設備	
五号 ニ	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備	
五号 ホ	原子炉冷却系統施設の構造及び設備	
五号 ヘ	計測制御系統施設の構造及び設備	
五号 ト	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	
五号 チ	放射線管理施設の構造及び設備	
五号 リ	原子炉格納施設の構造及び設備	
五号 ス	その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備	・蓄電池 (3 系統目) について、特に高い信頼性に対する設計方針を記載。 ・緊急時対策所や通信連絡設備について、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする方針を記載。
六号	発電用原子炉施設の工事計画	
七号	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量	
七号 イ	年間予定使用量	
七号 ロ	使用済燃料の処分方法	
八号	発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項	
九号	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法	
九号 イ	放射線被ばくに関する事項	
九号 ロ	周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果	
九号 ハ	発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項	
十号	運転時の異常な過渡変化	
十号 イ	設計基準事故	
十号 ロ	設計基準事故	

本文

：本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの

差異理由

- ・耐震構造について、第 3-3 表の中で変更要否を詳細に整理するため、記載事項を詳細化した。(実質的な差異なし)





伊方発電所3号炉（令和4年11月18日提出版）

第3-1表 既許可申請書の抽出結果（3/3）

既許可申請書	
添付書類八	変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
1.	<p>耐震設計（各施設的设计の構築に対する考え方や地震その他の自然現象の重畳の考え方を含む）の方針について記載。</p> <p>耐震設計（各施設的设计の構築に対する考え方や地震その他の自然現象の重畳の考え方を含む）の方針について記載。</p> <p>安全設計（原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針を除外する）</p> <p>プラント配置</p> <p>原子炉及び炉心</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>原子炉冷却システム施設</p> <p>計測制御システム施設</p> <p>放射線管理施設</p> <p>原子炉格納施設</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>運転保守</p> <p>変更後における発電用原子炉施設の放射線管理に関する説明書</p>
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	
11.	
添付書類九	
添付書類十	
添付書類十一	
追補1 (添付書類十)	
追補2 (添付書類十)	

：本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの

川内原子力発電所1号炉及び2号炉

第3-1表 既許可申請書の抽出結果（3/3）

既許可申請書	
添付書類七	変更後における発電用原子炉施設とその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
添付書類八	変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
1.	<p>安全設計</p> <p>耐震設計（自然条件との荷重の組合せの考え方を含む）の基本方針について記載。</p> <p>弾性設計用地震動の設定の考え方、応答スペクトル及び時刻歴波形を記載。</p> <p>耐津波構造（入力津波による水位変動に、地震による地殻変動量を安全側に考慮）の設計方針を記載。</p> <p>本記載内容は、商業機密あるいは防護上の観点から、公開できません。</p> <p>本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 S S s - 2 - 2（参考）」に示す。</p> <p>敷地の特性、自然条件を考慮し、安全性の確保、プラント機能が十分発揮できる配置とする方針を記載。</p>
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	
11.	
添付書類九	
添付書類十	<p>変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書</p>
添付書類十一	<p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p>
追補1 (添付書類十)	
追補2 (添付書類十)	

：本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの

差異理由



伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提出版)	
関係条文 設置許可基準規則 第 4 条 地震による損傷の防止 第 5 条 津波による損傷の防止	<p>安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</p> <p>燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係るバックアップに対する設計方針の表現可能性を示すため、燃料被覆管応力評価及び燃料被覆管損傷評価について、工事計画認可申請書の燃料タイプを対象に、最も評価結果が厳しくなる燃料タイプの評価結果を明示している。(資料 2 地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持について&lt;補足説明資料&gt;(平成 30 年 10 月 1 日)P16「5.4 評価例」及び P22「6.5 評価例」)</p> <p>基準地震動に起因する変位による地形の劣化の検証に際し、明立項については基準地震動 Ss による変位が想定されている。地震調査結果等に基づいた変形地盤解析を行う方針を説明している。その変形解析の結果を得るため、旧 Ss (570mm) に対する変形量を算出している。(設計基準対象施設)(平成 27 年 7 月 8 日) P5 条-別添 1-B「(2) 地震・津波による地形等の変化に係る評価」)</p> <p>入力津波の波源モデルから敷地前海岸の断層群(中央構造線断層帯：善城部)に想定される地震において生じる、地震変動量を考慮していること(08-8-22 設置許可基準規則等への適合性について(設計基準対象施設)(平成 27 年 7 月 8 日) P5 条-別添 1-2「(5) 地震変動」)</p>
抽出対象	<p>工事計画への見直しを得るため、代表の燃料タイプについて、評価結果を明示しているものであり、令和元年 6 月 10 日付原規発第 1906103 号にて認可された工事計画認可申請書の資料 2「耐震性に関する説明書」にて評価結果を示しており、抽出対象外</p> <p>工事計画への見直しを得るため旧 Ss による評価であり、平成 28 年 3 月 23 日付原規発第 1603231 号で認可された工事計画認可申請書の工事計画書(資料 CP-102「工事計画に係る説明資料(津波への配慮に関する説明書)」(平成 28 年 3 月 3 日提出)(以下「CP-102」という。))の P 第 2-2 補-2-1「(2) 津波・海水域の耐震性の考え方について」で評価しており、抽出対象外</p>
左記判断理由	<p>標準応答スペクトルに基づき基準地震動 Ss-3-3 の追加は、基礎津波の波源の断層とは関係なく、基礎津波の波源を基に算定される地震変動量に影響を及ぼさないため抽出対象外</p>
設計及び工事計画への見直し	<p>平成 28 年 3 月 23 日付原規発第 1603231 号で認可された工事計画認可申請書(資料 19-17-1-3「炉内構造物の耐震計算書」第 5-8 表)によると、燃料集合体の鉛直方向の固有値は、36.0Hz(0.0278 秒)であり、超過周期と一致しておらず、基準地震動 Ss-3-3 の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。</p> <p>CP-102 の P 第 2-2 補-2-1 のとおり、変形解析から得られた Ss 時の最大変位(約 0.05m)に対し、安全側に 1.00m 上させた初期条件で補上解析を実施しており、最大超過率に照らしても設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p>

川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	
関係条文 設置許可基準規則 第 4 条 地震による損傷の防止 第 9 条 溢水による損傷の防止等	<p>安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</p> <p>燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針の表現可能性を示すため、各プラントで最も評価が厳しくなる燃料タイプ(代表例)について、燃料被覆管の応力評価結果及び被覆管評価結果を示している。</p> <p>【BF-001- 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持について&lt;補足説明資料&gt;(平成 30 年 11 月 8 日) P. 20「5.4 評価例」、P. 29「6.5 評価例」】</p>
抽出対象	<p>×</p>
左記判断理由	<p>【燃料集合体】平成 27 年 3 月 18 日付原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-1-3「炉内構造物の耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：3.4Hz(0.29 秒)、鉛直：剛で 1.0Hz(1.0 秒)とあり、固有値が鉛直方向の超過周期帯と一致するものの、当該設備の耐震評価においては、水平方向が支配的であること及び地震による寄与度を踏まえ、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p>
設計及び工事計画への見直し	<p>【使用済燃料ピット】平成 27 年 3 月 18 日付原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の補足説明資料 K0-110 補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設)(平成 27 年 3 月 16 日) 7. 使用済燃料ピット評価」等にて評価を実施している。当該設備の固有値は、水平(AピットNS)：3.80 秒、水平(BピットNS)：3.09 秒、水平(AピットEW)：3.29 秒、水平(BピットEW)：3.09 秒、水平(BピットEW)：4.27 秒であり固有周期が超過周期帯と一致していないことから、現行手法により評価基準値を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【水密区画壁】平成 27 年 3 月 18 日付原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-別添 3-1「水密区画壁の耐震計算書」等にて残留ひび割れにおける評価を実施している。同工事計画の添付資料 3-16-6「原子炉補助建屋の地震応答解析」より、当該設備が設置されている 1 号原子炉補助</p>

第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提出版)		川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
関係条文 設置許可基準規則 第 4 条 地震による損傷の防止 第 5 条 津波による損傷の防止	<p>安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</p> <p>燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係るバックアップに対する設計方針の表現可能性を示すため、燃料被覆管応力評価及び燃料被覆管損傷評価について、工事計画認可申請書の燃料タイプを対象に、最も評価結果が厳しくなる燃料タイプの評価結果を明示している。(資料 2 地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持について&lt;補足説明資料&gt;(平成 30 年 10 月 1 日)P16「5.4 評価例」及び P22「6.5 評価例」)</p> <p>基準地震動に起因する変位による地形の劣化の検証に際し、明立項については基準地震動 Ss による変位が想定されている。地震調査結果等に基づいた変形地盤解析を行う方針を説明している。その変形解析の結果を得るため、旧 Ss (570mm) に対する変形量を算出している。(設計基準対象施設)(平成 27 年 7 月 8 日) P5 条-別添 1-B「(2) 地震・津波による地形等の変化に係る評価」)</p> <p>入力津波の波源モデルから敷地前海岸の断層群(中央構造線断層帯：善城部)に想定される地震において生じる、地震変動量を考慮していること(08-8-22 設置許可基準規則等への適合性について(設計基準対象施設)(平成 27 年 7 月 8 日) P5 条-別添 1-2「(5) 地震変動」)</p>	<p>安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</p> <p>燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針の表現可能性を示すため、各プラントで最も評価が厳しくなる燃料タイプ(代表例)について、燃料被覆管の応力評価結果及び被覆管評価結果を示している。</p> <p>【BF-001- 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持について&lt;補足説明資料&gt;(平成 30 年 11 月 8 日) P. 20「5.4 評価例」、P. 29「6.5 評価例」】</p>	<p>—</p> <p>※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。</p>



【川内1,2号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年11月18日提出版）				川内原子力発電所1号炉及び2号炉				差異理由
関係条文 第9条 溢水による損傷の防止等	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要 田 Ss (570gal) に対する配管強度評価、機器・水密部の耐震評価、水密区画壁の残心の割れ幅の評価及びその結果を用いた溢水影響評価結果を整理している。 (平成27年7月8日) P9 条-別添1-参考3-1「既往評価結果」及びP9 条-別添1-添13「鉄筋コンクリート壁の水密性について」)	抽出対象 ×	左記判断理由 工事計画への見直しを促すための田 Ss による評価であり、平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画13別添13「溢水影響評価」の第6-1表に記載の評価結果のうち、最大超過率以上の耐震裕度を確保していない設備は、使用済燃料ピット冷却器のみである。当該設備の耐震方向の固有周期は、0.058秒であり、超過周期と一致しておらず、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。 【水密区画】 平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画13別添13「溢水影響評価」の第5-2表に記載の評価結果のとおり、水密区画は最大超過率以上の耐震裕度を有していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。 【水密区画壁】 水密区画壁の評価においては、水平方向の地震力が支配的であることから、水平地震力によるせん断ひずみに対する評価を実施しており、基準地震動 Ss-3は水平方向では既存の基準地震動を超過しないことから、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。					
関係条文 第9条 溢水による損傷の防止等	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要 内部溢水バツクアップにおける当時改正された設置許可基準規則の解釈の中で「使用済燃料貯蔵槽等のスロッシングその他の現象」との記載が追加されたが、使用済燃料ピット等のスロッシングについては既に評価済みであり、設計方針の妥当性を補うため、平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画申請書資料8-3「溢水評価条件の設定」を抜粋し、提示している。 (2-1 内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に伴う改正規則への適合性について (平成30年11月8日) 添付資料4「溢水条件の設定」P.8-3-10)	抽出対象 ×	左記判断理由 平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画申請書資料13別添13「溢水影響評価」の第6-1表に記載の評価結果のうち、最大超過率以上の耐震裕度を確保していない設備は、使用済燃料ピット冷却器のみである。当該設備の耐震方向の固有周期は、0.058秒であり、超過周期と一致しておらず、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。 【水密区画】 平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画13別添13「溢水影響評価」の第5-2表に記載の評価結果のとおり、水密区画は最大超過率以上の耐震裕度を有していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。 【水密区画壁】 水密区画壁の評価においては、水平方向の地震力が支配的であることから、水平地震力によるせん断ひずみに対する評価を実施しており、基準地震動 Ss-3は水平方向では既存の基準地震動を超過しないことから、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。					
関係条文 第9条 溢水による損傷の防止等	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要 田 Ss (570gal) に対する配管強度評価、機器・水密部の耐震評価、水密区画壁の残心の割れ幅の評価及びその結果を用いた溢水影響評価結果を整理している。 (平成27年7月8日) P9 条-別添1-参考3-1「既往評価結果」及びP9 条-別添1-添13「鉄筋コンクリート壁の水密性について」)	抽出対象 ×	左記判断理由 工事計画への見直しを促すための田 Ss による評価であり、平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画13別添13「溢水影響評価」の第6-1表に記載の評価結果のうち、最大超過率以上の耐震裕度を確保していない設備は、使用済燃料ピット冷却器のみである。当該設備の耐震方向の固有周期は、0.058秒であり、超過周期と一致しておらず、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。 【水密区画】 平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画13別添13「溢水影響評価」の第5-2表に記載の評価結果のとおり、水密区画は最大超過率以上の耐震裕度を有していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。 【水密区画壁】 水密区画壁の評価においては、水平方向の地震力が支配的であることから、水平地震力によるせん断ひずみに対する評価を実施しており、基準地震動 Ss-3は水平方向では既存の基準地震動を超過しないことから、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。					
関係条文 第9条 溢水による損傷の防止等	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要 内部溢水バツクアップにおける当時改正された設置許可基準規則の解釈の中で「使用済燃料貯蔵槽等のスロッシングその他の現象」との記載が追加されたが、使用済燃料ピット等のスロッシングについては既に評価済みであり、設計方針の妥当性を補うため、平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画申請書資料8-3「溢水評価条件の設定」を抜粋し、提示している。 (2-1 内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に伴う改正規則への適合性について (平成30年11月8日) 添付資料4「溢水条件の設定」P.8-3-10)	抽出対象 ×	左記判断理由 平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画申請書資料13別添13「溢水影響評価」の第6-1表に記載の評価結果のうち、最大超過率以上の耐震裕度を確保していない設備は、使用済燃料ピット冷却器のみである。当該設備の耐震方向の固有周期は、0.058秒であり、超過周期と一致しておらず、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。 【水密区画】 平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画13別添13「溢水影響評価」の第5-2表に記載の評価結果のとおり、水密区画は最大超過率以上の耐震裕度を有していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。 【水密区画壁】 水密区画壁の評価においては、水平方向の地震力が支配的であることから、水平地震力によるせん断ひずみに対する評価を実施しており、基準地震動 Ss-3は水平方向では既存の基準地震動を超過しないことから、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。					

第3-2表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果

関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3追加に伴う設計及び工事計画への見直し
第9条 溢水による損傷の防止等	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要 田 Ss (570gal) に対する配管強度評価、機器・水密部の耐震評価、水密区画壁の残心の割れ幅の評価及びその結果を用いた溢水影響評価結果を整理している。 (平成27年7月8日) P9 条-別添1-参考3-1「既往評価結果」及びP9 条-別添1-添13「鉄筋コンクリート壁の水密性について」)	抽出対象 ×	左記判断理由 工事計画への見直しを促すための田 Ss による評価であり、平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画13別添13「溢水影響評価」の第6-1表に記載の評価結果のうち、最大超過率以上の耐震裕度を確保していない設備は、使用済燃料ピット冷却器のみである。当該設備の耐震方向の固有周期は、0.058秒であり、超過周期と一致しておらず、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。 【水密区画】 平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画13別添13「溢水影響評価」の第5-2表に記載の評価結果のとおり、水密区画は最大超過率以上の耐震裕度を有していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。 【水密区画壁】 水密区画壁の評価においては、水平方向の地震力が支配的であることから、水平地震力によるせん断ひずみに対する評価を実施しており、基準地震動 Ss-3は水平方向では既存の基準地震動を超過しないことから、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。	建屋の固有値は水平 (NS) : 0.20秒、水平 (EW) : 0.17秒、2号炉原子炉補助建屋の固有値は水平 (NS) : 0.20秒、水平 (EW) : 0.19秒である。固有値が、超過周期帯と一致するものの、Ss-3の超過率及び Ss-1,2 に対する現行裕度を踏まえる見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。
第9条 溢水による損傷の防止等	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要 内部溢水バツクアップにおける当時改正された設置許可基準規則の解釈の中で「使用済燃料貯蔵槽等のスロッシングその他の現象」との記載が追加されたが、使用済燃料ピット等のスロッシングについては既に評価済みであり、設計方針の妥当性を補うため、平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画申請書資料8-3「溢水評価条件の設定」を抜粋し、提示している。 (2-1 内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に伴う改正規則への適合性について (平成30年11月8日) 添付資料4「溢水条件の設定」P.8-3-10)	抽出対象 ×	左記判断理由 平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画申請書資料13別添13「溢水影響評価」の第6-1表に記載の評価結果のうち、最大超過率以上の耐震裕度を確保していない設備は、使用済燃料ピット冷却器のみである。当該設備の耐震方向の固有周期は、0.058秒であり、超過周期と一致しておらず、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。 【水密区画】 平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画13別添13「溢水影響評価」の第5-2表に記載の評価結果のとおり、水密区画は最大超過率以上の耐震裕度を有していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。 【水密区画壁】 水密区画壁の評価においては、水平方向の地震力が支配的であることから、水平地震力によるせん断ひずみに対する評価を実施しており、基準地震動 Ss-3は水平方向では既存の基準地震動を超過しないことから、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。	【容器およびポンプ】 容器およびポンプの固有値は、水平: 剛~0.2秒、鉛直: 剛~0.07秒である。固有値が超過周期帯と一致してはいるものの、Ss-3の超過率、Ss-1,2 に対する現行裕度を踏まえると、いずれも認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。 【配管】 配管については、必要により、支持構造物の追設といった設置許可の設計方針を変更しない範囲での補修工事が可能であることから、既許可の方針を変更する必要はない。
第9条 溢水による損傷の防止等	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要 田 Ss (570gal) に対する配管強度評価、機器・水密部の耐震評価、水密区画壁の残心の割れ幅の評価及びその結果を用いた溢水影響評価結果を整理している。 (平成27年7月8日) P9 条-別添1-参考3-1「既往評価結果」及びP9 条-別添1-添13「鉄筋コンクリート壁の水密性について」)	抽出対象 ×	左記判断理由 工事計画への見直しを促すための田 Ss による評価であり、平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画13別添13「溢水影響評価」の第6-1表に記載の評価結果のうち、最大超過率以上の耐震裕度を確保していない設備は、使用済燃料ピット冷却器のみである。当該設備の耐震方向の固有周期は、0.058秒であり、超過周期と一致しておらず、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。 【水密区画】 平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画13別添13「溢水影響評価」の第5-2表に記載の評価結果のとおり、水密区画は最大超過率以上の耐震裕度を有していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。 【水密区画壁】 水密区画壁の評価においては、水平方向の地震力が支配的であることから、水平地震力によるせん断ひずみに対する評価を実施しており、基準地震動 Ss-3は水平方向では既存の基準地震動を超過しないことから、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。	【越流堰】 越流堰の固有値は、水平: 0.43秒である。固有値が超過周期帯と一致していないことから、現行手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。
第9条 溢水による損傷の防止等	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要 内部溢水バツクアップにおける当時改正された設置許可基準規則の解釈の中で「使用済燃料貯蔵槽等のスロッシングその他の現象」との記載が追加されたが、使用済燃料ピット等のスロッシングについては既に評価済みであり、設計方針の妥当性を補うため、平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画申請書資料8-3「溢水評価条件の設定」を抜粋し、提示している。 (2-1 内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に伴う改正規則への適合性について (平成30年11月8日) 添付資料4「溢水条件の設定」P.8-3-10)	抽出対象 ×	左記判断理由 平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画申請書資料13別添13「溢水影響評価」の第6-1表に記載の評価結果のうち、最大超過率以上の耐震裕度を確保していない設備は、使用済燃料ピット冷却器のみである。当該設備の耐震方向の固有周期は、0.058秒であり、超過周期と一致しておらず、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。 【水密区画】 平成28年3月23日付原規規発第160231号で認可された工事計画13別添13「溢水影響評価」の第5-2表に記載の評価結果のとおり、水密区画は最大超過率以上の耐震裕度を有していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。 【水密区画壁】 水密区画壁の評価においては、水平方向の地震力が支配的であることから、水平地震力によるせん断ひずみに対する評価を実施しており、基準地震動 Ss-3は水平方向では既存の基準地震動を超過しないことから、基準地震動 Ss-3の追加に対する耐震評価の影響はないと判断できる。	【周辺斜面】 斜面の固有値は、水平: 0.54秒、鉛直: 0.27秒である。固有値が超過周期帯と一致していないこと

※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。



伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提出版)

川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉

差異理由

第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果 (3 / 5)

関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	基準地震動 Ss-3-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し
第 17 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	ROPB 拡大範囲に対するクラス 1 配置としての工事計画での耐震性の確立性を確認するため、旧 Ss (570gn) に対するクラス 1 配置としての耐震評価結果を提示している。 (DB-8-22 設置許可基準規則等への適合性について(設計基準対象施設)(平成 27 年 7 月 8 日) P17 条-15「2.4 余熱除去系統人口ラインの強度・耐震評価について」)	×	工事計画への見直しを得るための旧 Ss による評価であり、平成 28 年 3 月 23 日付原規発第 1603231 号で認可された工事計画認可申請書の資料 13-17-3-22「原子炉冷却材系統施設の耐震計算書」で評価結果を示しており、抽出対象外	配置については、支持構造物の追設といたった設置変更申請書に影響しない方法で耐震工事が可能である。
第 33 条 保安電源設備	保安電源の配置について、共通要因に対する頑健性の検討に際し、設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認した上で、検討している。 (DB-8-22 設置許可基準規則等への適合性について(設計基準対象施設)(平成 27 年 7 月 8 日) P33 条-添付 4-1「保安電源設備の配置について」)	×	建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることは、平成 28 年 3 月 23 日付原規発第 1603231 号で認可された工事計画認可申請書の資料 13「耐震性に資する説明書」で確認しており、抽出対象外	【建屋】 安全上重要な施設 (スクラスタ及び SA 編設 (間接支持構造物を含む)) の耐震評価においては、水平方向の地震力が支配的であることに加え、原子炉建屋の外周コンクリート壁については、最大固有周期が 0.083 秒であり超過周期 2 と一致するもの、最大超過率以上の耐震余裕度を有していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。 【安全系の電気設備】 安全系の電気設備については、支持構造物の追設といたった設置変更許可申請に影響しない方法で耐震工事が可能である。
第 37 条 重大事故等の拡大の防止等	地震のレベルが 1 PRA を活用し、有意な軽減又は影響をもたらす事故シナリオグループが存在しないか確認している。 (SA-10-01 重大事故等対策の有効性評価 (平成 27 年 7 月 8 日))	×	標準応答スペクトルを考慮しても、地震 PRA に用いる確率的な地震ハザード評価に変更はない。後段のフラジリティ評価にも影響はないため、地震 PRA の結果にも影響はない。新たな事故シナリオグループの追加要否を判断する観点及び影響において、標準応答スペクトルを考慮することによる影響はなく、抽出対象外(添付資料 1)	-
第 39 条 地震による損傷の防止	運転状態 V が地震によって引き起こされるおそれがないとして扱うことの妥当性を地震 PRA の評価結果を元に考察している。 (SA-08-01 設置許可基準規則等への適合性について(平成 27 年 7 月 8 日) P39-4-52「3. 確率的な考察」)	×	標準応答スペクトルを考慮しても、地震 PRA に用いる確率的な地震ハザード評価にも影響はない。後段のフラジリティ評価にも影響はないため、地震 PRA の結果にも影響はない。抽出対象外(添付資料 1)	-

第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果

関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し
第 17 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	【DB-003 改 51 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(設計基準対象施設) (平成 26 年 9 月 8 日) 第 9 条 別添 1 P 補 6-3-1「みやま池周辺斜面の山腹崩壊による津波発生の可能性」】 ROPB の範囲拡大に伴い、余熱除去系統人口ライン配管については、「機器クラス」がクラス 2 からクラス 1 に見直された。当該配管について、クラス 1 としての強度・耐震評価の見直しを示すため、主要な評価結果について示している。 なお、当該配管の「耐震クラス」については、従来から S クラスであるため、技術基準上の要求事項に変更はない。 【DB-003 改 51 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(設計基準対象施設) (平成 26 年 9 月 8 日) P. 4-17-16「2.4 余熱除去系統人口ラインのクラス変更に伴う評価内容の変更について」】	×	子炉の付属施設のうち浸水防護施設)」でも評価結果を示されていることから、抽出対象外。 設計の見直しを得るため、応力分類ごとの最大発生応力点における評価結果を例示しているものであり、平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-22「原子炉冷却系統施設の配管の耐震計算書」等でも評価結果が示されており、抽出対象外。	設計手法により耐震性を満足する必要はない。あり、既許可の方針を変更する必要はない。
第 33 条 保安電源設備	ディーゼル発電機の燃料輸送に用いるタンクローリーについて、その輸送機能確保のため保管場所及び輸送ルートに対する地震の影響について評価している。 【DB-003 改 51 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(設計基準対象施設) (平成 26 年 9 月 8 日) 第 33 条 P4-33-165「2.7.4 タンクローリー」】	×	【敷地下斜面のすべり】 平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスループについて」等より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。 【液状化及び活断層による不等沈下】 平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスループについて」等より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、及び段差緩和対策を網羅的に講じており耐震評価による影響は受けにくいことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。	【敷地下斜面のすべり】 平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスループについて」等より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。 【液状化及び活断層による不等沈下】 平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスループについて」等より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、及び段差緩和対策を網羅的に講じており耐震評価による影響は受けにくいことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。

※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。



伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由																														
<p style="text-align: center;">第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果（4 / 5）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">関係条文</th> <th style="width: 30%;">安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th> <th style="width: 10%;">抽出対象</th> <th style="width: 10%;">左記判断理由</th> <th style="width: 20%;">基準地震動 Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 10 条 津波による損傷の防止</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>第 42 条 特定重大事故等対処施設</td> <td>本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料 S1-2 参考「伊方発電所 3 号炉 構造応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請について（機密情報記載箇所抜粋）」に示す。</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料 S1-2 参考「伊方発電所 3 号炉 構造応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請について（機密情報記載箇所抜粋）」に示す。</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	基準地震動 Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し	第 10 条 津波による損傷の防止		×		-	第 42 条 特定重大事故等対処施設	本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料 S1-2 参考「伊方発電所 3 号炉 構造応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請について（機密情報記載箇所抜粋）」に示す。	×	本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料 S1-2 参考「伊方発電所 3 号炉 構造応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請について（機密情報記載箇所抜粋）」に示す。	-	<p style="text-align: center;">第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">関係条文</th> <th style="width: 30%;">安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th> <th style="width: 10%;">抽出対象</th> <th style="width: 10%;">左記判断理由</th> <th style="width: 30%;">Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 39 条 地震による損傷の防止</td> <td>本記載内容は、商業機密あるいは防護上の観点から、公開できません。 本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 S S s - 2 - 2（参考）」に示す。</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td></td> <td> <p>【地盤支持力の不足】</p> <p>平成 27 年 3 月 18 日付け原報朝発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の仮管場所及びアークセスルートについて」より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> </td> </tr> <tr> <td>第 41 条 火災による損傷の防止</td> <td>大容量空冷式発電機等を設置する火災区域にて火災が発生した場合、専属消防本部建屋に配備している移動式消火設備にて消火する方針としており、地震が発生した場合においても移動式消火設備にて消火可能であることを示すために、専属消防本部建屋の基準地震動 Ss に対する地震応答解析結果を示している。 【SA-077 改 107 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性につ</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td> <p>本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 S S s - 2 - 2（参考）」に示す。</p> <p>本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 S S s - 2 - 2（参考）」に示す。</p> </td> <td> <p>【専属消防本部建屋】</p> <p>専属消防本部建屋の固有値は水平 (NS) : 0.62 秒、固有値が超過固有値である。固有値が超過固有値であることから、現行手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し	第 39 条 地震による損傷の防止	本記載内容は、商業機密あるいは防護上の観点から、公開できません。 本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 S S s - 2 - 2（参考）」に示す。	×		<p>【地盤支持力の不足】</p> <p>平成 27 年 3 月 18 日付け原報朝発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の仮管場所及びアークセスルートについて」より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p>	第 41 条 火災による損傷の防止	大容量空冷式発電機等を設置する火災区域にて火災が発生した場合、専属消防本部建屋に配備している移動式消火設備にて消火する方針としており、地震が発生した場合においても移動式消火設備にて消火可能であることを示すために、専属消防本部建屋の基準地震動 Ss に対する地震応答解析結果を示している。 【SA-077 改 107 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性につ	×	<p>本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 S S s - 2 - 2（参考）」に示す。</p> <p>本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 S S s - 2 - 2（参考）」に示す。</p>	<p>【専属消防本部建屋】</p> <p>専属消防本部建屋の固有値は水平 (NS) : 0.62 秒、固有値が超過固有値である。固有値が超過固有値であることから、現行手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p>	<p style="text-align: center;">-</p> <p>※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。</p>
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	基準地震動 Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し																												
第 10 条 津波による損傷の防止		×		-																												
第 42 条 特定重大事故等対処施設	本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料 S1-2 参考「伊方発電所 3 号炉 構造応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請について（機密情報記載箇所抜粋）」に示す。	×	本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料 S1-2 参考「伊方発電所 3 号炉 構造応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請について（機密情報記載箇所抜粋）」に示す。	-																												
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し																												
第 39 条 地震による損傷の防止	本記載内容は、商業機密あるいは防護上の観点から、公開できません。 本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 S S s - 2 - 2（参考）」に示す。	×		<p>【地盤支持力の不足】</p> <p>平成 27 年 3 月 18 日付け原報朝発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の仮管場所及びアークセスルートについて」より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p>																												
第 41 条 火災による損傷の防止	大容量空冷式発電機等を設置する火災区域にて火災が発生した場合、専属消防本部建屋に配備している移動式消火設備にて消火する方針としており、地震が発生した場合においても移動式消火設備にて消火可能であることを示すために、専属消防本部建屋の基準地震動 Ss に対する地震応答解析結果を示している。 【SA-077 改 107 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性につ	×	<p>本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 S S s - 2 - 2（参考）」に示す。</p> <p>本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 S S s - 2 - 2（参考）」に示す。</p>	<p>【専属消防本部建屋】</p> <p>専属消防本部建屋の固有値は水平 (NS) : 0.62 秒、固有値が超過固有値である。固有値が超過固有値であることから、現行手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p>																												

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版)	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由																				
<p>第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果 (5 / 5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係条文</th> <th>安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th> <th>抽出対象</th> <th>左記判断理由</th> <th>設計及び工事計画への見直し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 3 号 重大事故の発生 及び拡大の防止 に必要な措置を 実施するために 必要な技術的 力</td> <td> <p>保管場所の設定、アクセスルート確保及び各作業の成立性の検討において、以下の施設について、基準地震動に対する耐性について言及している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺構造物</li> <li>・周辺タンク</li> <li>・周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり</li> <li>・液状化及び揺り込みによる不等沈下</li> <li>・地盤支持力の不足</li> <li>・地下構造物の損傷</li> </ul> <p>このうち、「周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり」については、設置変更許可申請書添付書類(六)に周辺斜面の安定性評価結果を記載していることとから、同添付書類の評価結果を元に、基準地震動による地震力に対する耐性が確認されているか言及しているものの、その他の評価については、基準地震動による地震力に対する設計方針を述べるに留まっている。</p> <p>(SA-10-04「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料(平成27年7月18日) P1.0.2-11「4. 発電場所の設定及びアクセスルートの確保の考え方」及びP1.0.2-43「5. 屋内外作業の成立性評価」)</p> </td> <td>×</td> <td> <p>周辺斜面については、設置変更許可申請書添付書類(六)に Ss-3-3 に対する評価を踏まえても、安定性に問題がないことを記載し申請しており、基準地震動による地震力に対する考察に影響を与えない。</p> <p>その他の評価については、基準地震動による地震力に対する設計方針を述べるに留まっておられ、評価結果を記載しておらず、抽出対象外。なお、その他施設の評価結果を元に、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりについて、平成 28 年 3 月 23 日付原研原研第 1603231 号で認可された工事計画の耐震検査結果(安全審査資料 6「安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」及び工事計画審査資料 CP-150「工事計画に係る説明資料(安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書)」(以下「CP-150」という。))で評価している。</p> </td> <td> <p>各施設の設計及び工事計画に見直しは以下のとおりである。</p> <p>【周辺構造物】 建屋の評価においては、水平方向の地震力が支配的であることから、倒壊に対する評価として水平地震力によるせん断心動 Ss-3-3 は水平方向では既存の基準地震動を超過しないことから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p> <p>【周辺タンク】 CP-150 の P 資 6 補-7-3-12 の第 2-3 表及び P 資 6 補-7-2-18 の第 2-4 表に記載の各周辺タンクの耐震程度は、最大超過率以上の耐震程度を確保していることから、設計及び工事計画に見直しを有する。</p> <p>【周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり】 CP-150 の P 資 6 補-7-3-12~13 のとおり、崩壊した場合でも影響を受けないことを確認、または、最大超過率以上の耐震程度を確保していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p> <p>【液状化及び揺り込みによる不等沈下】 CP-150 の P 資 6 補-7-3-10 のとおり、Ss の種別に従わず想定した段差量に対する設置対応(鋼材)の健全性は、保守的な想定・無差方法(許容応力度法)であっても最大超過率以上の程度を有していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p> <p>【地盤支持力の不足】 CP-150 の P 資 6 補-7-3 のとおり、地盤支持力は、最大超過率以上の耐震程度を確保していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p> <p>【地下構造物の損傷】 CP-150 の P 資 6 補-7-3-7 の第 6-1 表及び第 6-2 表のとおり、地下構造物が存在しない、または、存在する場合であっても事前対策済(工策、鋼板等)である、若しくは補強を前提とした事前方針を採用している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	設計及び工事計画への見直し	原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 3 号 重大事故の発生 及び拡大の防止 に必要な措置を 実施するために 必要な技術的 力	<p>保管場所の設定、アクセスルート確保及び各作業の成立性の検討において、以下の施設について、基準地震動に対する耐性について言及している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺構造物</li> <li>・周辺タンク</li> <li>・周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり</li> <li>・液状化及び揺り込みによる不等沈下</li> <li>・地盤支持力の不足</li> <li>・地下構造物の損傷</li> </ul> <p>このうち、「周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり」については、設置変更許可申請書添付書類(六)に周辺斜面の安定性評価結果を記載していることとから、同添付書類の評価結果を元に、基準地震動による地震力に対する耐性が確認されているか言及しているものの、その他の評価については、基準地震動による地震力に対する設計方針を述べるに留まっている。</p> <p>(SA-10-04「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料(平成27年7月18日) P1.0.2-11「4. 発電場所の設定及びアクセスルートの確保の考え方」及びP1.0.2-43「5. 屋内外作業の成立性評価」)</p>	×	<p>周辺斜面については、設置変更許可申請書添付書類(六)に Ss-3-3 に対する評価を踏まえても、安定性に問題がないことを記載し申請しており、基準地震動による地震力に対する考察に影響を与えない。</p> <p>その他の評価については、基準地震動による地震力に対する設計方針を述べるに留まっておられ、評価結果を記載しておらず、抽出対象外。なお、その他施設の評価結果を元に、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりについて、平成 28 年 3 月 23 日付原研原研第 1603231 号で認可された工事計画の耐震検査結果(安全審査資料 6「安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」及び工事計画審査資料 CP-150「工事計画に係る説明資料(安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書)」(以下「CP-150」という。))で評価している。</p>	<p>各施設の設計及び工事計画に見直しは以下のとおりである。</p> <p>【周辺構造物】 建屋の評価においては、水平方向の地震力が支配的であることから、倒壊に対する評価として水平地震力によるせん断心動 Ss-3-3 は水平方向では既存の基準地震動を超過しないことから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p> <p>【周辺タンク】 CP-150 の P 資 6 補-7-3-12 の第 2-3 表及び P 資 6 補-7-2-18 の第 2-4 表に記載の各周辺タンクの耐震程度は、最大超過率以上の耐震程度を確保していることから、設計及び工事計画に見直しを有する。</p> <p>【周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり】 CP-150 の P 資 6 補-7-3-12~13 のとおり、崩壊した場合でも影響を受けないことを確認、または、最大超過率以上の耐震程度を確保していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p> <p>【液状化及び揺り込みによる不等沈下】 CP-150 の P 資 6 補-7-3-10 のとおり、Ss の種別に従わず想定した段差量に対する設置対応(鋼材)の健全性は、保守的な想定・無差方法(許容応力度法)であっても最大超過率以上の程度を有していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p> <p>【地盤支持力の不足】 CP-150 の P 資 6 補-7-3 のとおり、地盤支持力は、最大超過率以上の耐震程度を確保していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p> <p>【地下構造物の損傷】 CP-150 の P 資 6 補-7-3-7 の第 6-1 表及び第 6-2 表のとおり、地下構造物が存在しない、または、存在する場合であっても事前対策済(工策、鋼板等)である、若しくは補強を前提とした事前方針を採用している。</p>	<p>第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係条文</th> <th>安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th> <th>抽出対象</th> <th>左記判断理由</th> <th>設計及び工事計画への見直し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 3 号 重大事故の発生 及び拡大の防止 に必要な措置を 実施するために 必要な技術的 力</td> <td> <p>保管場所の設定、アクセスルート確保及び各作業の成立性の検討において、以下の被害要因について、基準地震動に対する耐震性を評価するといった影響評価の方針等について説明している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺構造物の倒壊</li> <li>・周辺タンクの損傷</li> <li>・周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり</li> <li>・液状化及び揺り込みによる不等沈下</li> <li>・地盤支持力の不足</li> <li>・地下構造物の損傷</li> </ul> <p>【SA-082 改 70 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料(平成 26 年 9 月 8 日) 1.0.2「川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉可搬型重大事故等対応設備保管場所およびアクセスルートについて」】</p> </td> <td>×</td> <td> <p>設工認の見直しを得るための評価であり、平成 27 年 3 月 18 日付け原研規発第 1503181 号にて認可された工事計画の補足説明資料 KO-127「川内原子力発電所 1 号機 工事計画に係る説明資料(安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書)」(平成 27 年 3 月 16 日)等でも評価結果が示されており、抽出対象外。</p> </td> <td> <p>Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し</p> </td> </tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	設計及び工事計画への見直し	原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 3 号 重大事故の発生 及び拡大の防止 に必要な措置を 実施するために 必要な技術的 力	<p>保管場所の設定、アクセスルート確保及び各作業の成立性の検討において、以下の被害要因について、基準地震動に対する耐震性を評価するといった影響評価の方針等について説明している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺構造物の倒壊</li> <li>・周辺タンクの損傷</li> <li>・周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり</li> <li>・液状化及び揺り込みによる不等沈下</li> <li>・地盤支持力の不足</li> <li>・地下構造物の損傷</li> </ul> <p>【SA-082 改 70 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料(平成 26 年 9 月 8 日) 1.0.2「川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉可搬型重大事故等対応設備保管場所およびアクセスルートについて」】</p>	×	<p>設工認の見直しを得るための評価であり、平成 27 年 3 月 18 日付け原研規発第 1503181 号にて認可された工事計画の補足説明資料 KO-127「川内原子力発電所 1 号機 工事計画に係る説明資料(安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書)」(平成 27 年 3 月 16 日)等でも評価結果が示されており、抽出対象外。</p>	<p>Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し</p>	<p>差異理由</p> <p>—</p> <p>※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。</p>
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	設計及び工事計画への見直し																		
原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 3 号 重大事故の発生 及び拡大の防止 に必要な措置を 実施するために 必要な技術的 力	<p>保管場所の設定、アクセスルート確保及び各作業の成立性の検討において、以下の施設について、基準地震動に対する耐性について言及している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺構造物</li> <li>・周辺タンク</li> <li>・周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり</li> <li>・液状化及び揺り込みによる不等沈下</li> <li>・地盤支持力の不足</li> <li>・地下構造物の損傷</li> </ul> <p>このうち、「周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり」については、設置変更許可申請書添付書類(六)に周辺斜面の安定性評価結果を記載していることとから、同添付書類の評価結果を元に、基準地震動による地震力に対する耐性が確認されているか言及しているものの、その他の評価については、基準地震動による地震力に対する設計方針を述べるに留まっている。</p> <p>(SA-10-04「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料(平成27年7月18日) P1.0.2-11「4. 発電場所の設定及びアクセスルートの確保の考え方」及びP1.0.2-43「5. 屋内外作業の成立性評価」)</p>	×	<p>周辺斜面については、設置変更許可申請書添付書類(六)に Ss-3-3 に対する評価を踏まえても、安定性に問題がないことを記載し申請しており、基準地震動による地震力に対する考察に影響を与えない。</p> <p>その他の評価については、基準地震動による地震力に対する設計方針を述べるに留まっておられ、評価結果を記載しておらず、抽出対象外。なお、その他施設の評価結果を元に、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりについて、平成 28 年 3 月 23 日付原研原研第 1603231 号で認可された工事計画の耐震検査結果(安全審査資料 6「安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」及び工事計画審査資料 CP-150「工事計画に係る説明資料(安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書)」(以下「CP-150」という。))で評価している。</p>	<p>各施設の設計及び工事計画に見直しは以下のとおりである。</p> <p>【周辺構造物】 建屋の評価においては、水平方向の地震力が支配的であることから、倒壊に対する評価として水平地震力によるせん断心動 Ss-3-3 は水平方向では既存の基準地震動を超過しないことから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p> <p>【周辺タンク】 CP-150 の P 資 6 補-7-3-12 の第 2-3 表及び P 資 6 補-7-2-18 の第 2-4 表に記載の各周辺タンクの耐震程度は、最大超過率以上の耐震程度を確保していることから、設計及び工事計画に見直しを有する。</p> <p>【周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり】 CP-150 の P 資 6 補-7-3-12~13 のとおり、崩壊した場合でも影響を受けないことを確認、または、最大超過率以上の耐震程度を確保していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p> <p>【液状化及び揺り込みによる不等沈下】 CP-150 の P 資 6 補-7-3-10 のとおり、Ss の種別に従わず想定した段差量に対する設置対応(鋼材)の健全性は、保守的な想定・無差方法(許容応力度法)であっても最大超過率以上の程度を有していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p> <p>【地盤支持力の不足】 CP-150 の P 資 6 補-7-3 のとおり、地盤支持力は、最大超過率以上の耐震程度を確保していることから、設計及び工事計画に対する見直しを有する。</p> <p>【地下構造物の損傷】 CP-150 の P 資 6 補-7-3-7 の第 6-1 表及び第 6-2 表のとおり、地下構造物が存在しない、または、存在する場合であっても事前対策済(工策、鋼板等)である、若しくは補強を前提とした事前方針を採用している。</p>																		
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	設計及び工事計画への見直し																		
原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 3 号 重大事故の発生 及び拡大の防止 に必要な措置を 実施するために 必要な技術的 力	<p>保管場所の設定、アクセスルート確保及び各作業の成立性の検討において、以下の被害要因について、基準地震動に対する耐震性を評価するといった影響評価の方針等について説明している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺構造物の倒壊</li> <li>・周辺タンクの損傷</li> <li>・周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり</li> <li>・液状化及び揺り込みによる不等沈下</li> <li>・地盤支持力の不足</li> <li>・地下構造物の損傷</li> </ul> <p>【SA-082 改 70 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料(平成 26 年 9 月 8 日) 1.0.2「川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉可搬型重大事故等対応設備保管場所およびアクセスルートについて」】</p>	×	<p>設工認の見直しを得るための評価であり、平成 27 年 3 月 18 日付け原研規発第 1503181 号にて認可された工事計画の補足説明資料 KO-127「川内原子力発電所 1 号機 工事計画に係る説明資料(安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書)」(平成 27 年 3 月 16 日)等でも評価結果が示されており、抽出対象外。</p>	<p>Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し</p>																		

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版)	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由										
<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">関係条文</th> <th style="width: 20%;">安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th> <th style="width: 20%;">抽出対象</th> <th style="width: 20%;">左記判断理由</th> <th style="width: 20%;">Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <p>より耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>&lt;燃料油貯蔵タンク&gt; 平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-8-7 「燃料油貯蔵タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.033 秒、鉛直：剛 (0.033 秒以下) である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対する現行密度を踏まえると、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>&lt;大容量空冷式発電機車&gt; 平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-8-2-1 「大容量空冷式発電機 (ガスタービン機) の耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.48 秒、鉛直：0.25 秒以下である。固有周期が超過周期帯と一致していないことから、現行手法により評価基準値を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>&lt;大容量空冷式発電機用燃料タンク&gt; 平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-8-6 「大容量空冷式発電機用燃料タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.019 秒、鉛直：剛 (0.033 秒以下) である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対する現行密度を踏まえると、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>&lt;アスファルト貯蔵タンク&gt; 平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の補足説明資料 KO-1-2.7 「工事計画に係る説明資料 (安全設備及び重</p> </td> </tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し					<p>より耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>&lt;燃料油貯蔵タンク&gt; 平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-8-7 「燃料油貯蔵タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.033 秒、鉛直：剛 (0.033 秒以下) である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対する現行密度を踏まえると、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>&lt;大容量空冷式発電機車&gt; 平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-8-2-1 「大容量空冷式発電機 (ガスタービン機) の耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.48 秒、鉛直：0.25 秒以下である。固有周期が超過周期帯と一致していないことから、現行手法により評価基準値を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>&lt;大容量空冷式発電機用燃料タンク&gt; 平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-8-6 「大容量空冷式発電機用燃料タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.019 秒、鉛直：剛 (0.033 秒以下) である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対する現行密度を踏まえると、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>&lt;アスファルト貯蔵タンク&gt; 平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の補足説明資料 KO-1-2.7 「工事計画に係る説明資料 (安全設備及び重</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。</p>
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し								
				<p>より耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>&lt;燃料油貯蔵タンク&gt; 平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-8-7 「燃料油貯蔵タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.033 秒、鉛直：剛 (0.033 秒以下) である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対する現行密度を踏まえると、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>&lt;大容量空冷式発電機車&gt; 平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-8-2-1 「大容量空冷式発電機 (ガスタービン機) の耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.48 秒、鉛直：0.25 秒以下である。固有周期が超過周期帯と一致していないことから、現行手法により評価基準値を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>&lt;大容量空冷式発電機用燃料タンク&gt; 平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-8-6 「大容量空冷式発電機用燃料タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.019 秒、鉛直：剛 (0.033 秒以下) である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対する現行密度を踏まえると、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>&lt;アスファルト貯蔵タンク&gt; 平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の補足説明資料 KO-1-2.7 「工事計画に係る説明資料 (安全設備及び重</p>								



伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版)	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由								
	<p style="text-align: center;">第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">関係条文</th> <th style="width: 25%;">安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th> <th style="width: 10%;">抽出対象</th> <th style="width: 40%;">左記判断理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <p style="text-align: center;">Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し</p> <p>                     大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)」等より、当該設備は、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており、現行手法により耐震性を満足する見込みであるため、既許可の方針を変更する必要はない。                      &lt;燃料取替用水タンク&gt;                      平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-9 「燃料取替用水タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.134 秒、鉛直：剛(0.033 秒以下)である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対する現行余裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見込みであり、既許可の設計方針を変更する必要はない。                      &lt;復水タンク&gt;                      平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-20 「復水タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.122 秒、鉛直：剛(0.033 秒以下)である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対する現行余裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見込みであり、既許可の設計方針を変更する必要はない。                      【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり】                      平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1 「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスレートについて」等より、崩壊した場合でも影響を受けないこと、及び Ss-3 の超過率及び Ss-1, 2 に対する現行余裕度を踏まえると、現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認                 </p> </td> </tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由				<p style="text-align: center;">Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し</p> <p>                     大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)」等より、当該設備は、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており、現行手法により耐震性を満足する見込みであるため、既許可の方針を変更する必要はない。                      &lt;燃料取替用水タンク&gt;                      平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-9 「燃料取替用水タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.134 秒、鉛直：剛(0.033 秒以下)である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対する現行余裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見込みであり、既許可の設計方針を変更する必要はない。                      &lt;復水タンク&gt;                      平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-20 「復水タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.122 秒、鉛直：剛(0.033 秒以下)である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対する現行余裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見込みであり、既許可の設計方針を変更する必要はない。                      【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり】                      平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1 「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスレートについて」等より、崩壊した場合でも影響を受けないこと、及び Ss-3 の超過率及び Ss-1, 2 に対する現行余裕度を踏まえると、現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認                 </p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。</p>
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由							
			<p style="text-align: center;">Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し</p> <p>                     大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)」等より、当該設備は、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており、現行手法により耐震性を満足する見込みであるため、既許可の方針を変更する必要はない。                      &lt;燃料取替用水タンク&gt;                      平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-9 「燃料取替用水タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.134 秒、鉛直：剛(0.033 秒以下)である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対する現行余裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見込みであり、既許可の設計方針を変更する必要はない。                      &lt;復水タンク&gt;                      平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-20 「復水タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.122 秒、鉛直：剛(0.033 秒以下)である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対する現行余裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見込みであり、既許可の設計方針を変更する必要はない。                      【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり】                      平成 27 年 3 月 18 日付け原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1 「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスレートについて」等より、崩壊した場合でも影響を受けないこと、及び Ss-3 の超過率及び Ss-1, 2 に対する現行余裕度を踏まえると、現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認                 </p>							

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版)	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由															
	<p style="text-align: center;">第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">関係条文</th> <th style="width: 20%;">安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th> <th style="width: 10%;">抽出対象</th> <th style="width: 20%;">左記判断理由</th> <th style="width: 30%;">Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 43 条の 3 第 1 項第 3 号</td> <td>第 6 緊急用保管エリア (拡張部) の健全性に関する説明の中で、Ss に対する送電鉄塔の耐震評価を示している。保管エリアが拡張されている。このは、220kV 川内原子力支線が架空している。この重大事故の発生及び拡張送電線が、地震による送電鉄塔の倒壊等により垂下し、保管エリア (拡張部) の機能に影響を及ぼ</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>設工認の見通しを得るための評価であり、令和元年 6 月 3 日付け原規発第 1906035 号にて認可された工事計画の添付資料 4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」等でも評価結果が示されており、抽出対象外。</td> <td> <p>していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【液状化及び揺すり込みによる不等沈下】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」等より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、及び段差緩和対策を網羅的に講じており耐震評価による影響は受けないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【地盤支持力の不足】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【地下構造物に対する事前対策】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」等より、保管場所については、地下構造物の影響は受けられないこと、アークセスルトについては、鉄板敷設による事前対策を講じており耐震評価による影響は受けられないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> </td> </tr> <tr> <td>第 6 第 1 項第 3 号</td> <td>第 6 緊急用保管エリア (拡張部) の健全性に関する説明の中で、Ss に対する送電鉄塔の耐震評価を示している。保管エリアが拡張されている。このは、220kV 川内原子力支線が架空している。この重大事故の発生及び拡張送電線が、地震による送電鉄塔の倒壊等により垂下し、保管エリア (拡張部) の機能に影響を及ぼ</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>設工認の見通しを得るための評価であり、令和元年 6 月 3 日付け原規発第 1906035 号にて認可された工事計画の添付資料 4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」等でも評価結果が示されており、抽出対象外。</td> <td> <p>していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【液状化及び揺すり込みによる不等沈下】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」等より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、及び段差緩和対策を網羅的に講じており耐震評価による影響は受けないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【地盤支持力の不足】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【地下構造物に対する事前対策】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」等より、保管場所については、地下構造物の影響は受けられないこと、アークセスルトについては、鉄板敷設による事前対策を講じており耐震評価による影響は受けられないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し	第 43 条の 3 第 1 項第 3 号	第 6 緊急用保管エリア (拡張部) の健全性に関する説明の中で、Ss に対する送電鉄塔の耐震評価を示している。保管エリアが拡張されている。このは、220kV 川内原子力支線が架空している。この重大事故の発生及び拡張送電線が、地震による送電鉄塔の倒壊等により垂下し、保管エリア (拡張部) の機能に影響を及ぼ	×	設工認の見通しを得るための評価であり、令和元年 6 月 3 日付け原規発第 1906035 号にて認可された工事計画の添付資料 4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」等でも評価結果が示されており、抽出対象外。	<p>していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【液状化及び揺すり込みによる不等沈下】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」等より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、及び段差緩和対策を網羅的に講じており耐震評価による影響は受けないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【地盤支持力の不足】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【地下構造物に対する事前対策】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」等より、保管場所については、地下構造物の影響は受けられないこと、アークセスルトについては、鉄板敷設による事前対策を講じており耐震評価による影響は受けられないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p>	第 6 第 1 項第 3 号	第 6 緊急用保管エリア (拡張部) の健全性に関する説明の中で、Ss に対する送電鉄塔の耐震評価を示している。保管エリアが拡張されている。このは、220kV 川内原子力支線が架空している。この重大事故の発生及び拡張送電線が、地震による送電鉄塔の倒壊等により垂下し、保管エリア (拡張部) の機能に影響を及ぼ	×	設工認の見通しを得るための評価であり、令和元年 6 月 3 日付け原規発第 1906035 号にて認可された工事計画の添付資料 4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」等でも評価結果が示されており、抽出対象外。	<p>していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【液状化及び揺すり込みによる不等沈下】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」等より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、及び段差緩和対策を網羅的に講じており耐震評価による影響は受けないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【地盤支持力の不足】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【地下構造物に対する事前対策】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」等より、保管場所については、地下構造物の影響は受けられないこと、アークセスルトについては、鉄板敷設による事前対策を講じており耐震評価による影響は受けられないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。</p>
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し													
第 43 条の 3 第 1 項第 3 号	第 6 緊急用保管エリア (拡張部) の健全性に関する説明の中で、Ss に対する送電鉄塔の耐震評価を示している。保管エリアが拡張されている。このは、220kV 川内原子力支線が架空している。この重大事故の発生及び拡張送電線が、地震による送電鉄塔の倒壊等により垂下し、保管エリア (拡張部) の機能に影響を及ぼ	×	設工認の見通しを得るための評価であり、令和元年 6 月 3 日付け原規発第 1906035 号にて認可された工事計画の添付資料 4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」等でも評価結果が示されており、抽出対象外。	<p>していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【液状化及び揺すり込みによる不等沈下】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」等より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、及び段差緩和対策を網羅的に講じており耐震評価による影響は受けないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【地盤支持力の不足】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【地下構造物に対する事前対策】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」等より、保管場所については、地下構造物の影響は受けられないこと、アークセスルトについては、鉄板敷設による事前対策を講じており耐震評価による影響は受けられないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p>													
第 6 第 1 項第 3 号	第 6 緊急用保管エリア (拡張部) の健全性に関する説明の中で、Ss に対する送電鉄塔の耐震評価を示している。保管エリアが拡張されている。このは、220kV 川内原子力支線が架空している。この重大事故の発生及び拡張送電線が、地震による送電鉄塔の倒壊等により垂下し、保管エリア (拡張部) の機能に影響を及ぼ	×	設工認の見通しを得るための評価であり、令和元年 6 月 3 日付け原規発第 1906035 号にて認可された工事計画の添付資料 4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」等でも評価結果が示されており、抽出対象外。	<p>していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【液状化及び揺すり込みによる不等沈下】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」等より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、及び段差緩和対策を網羅的に講じており耐震評価による影響は受けないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【地盤支持力の不足】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」より、最大超過率以上の耐震余裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p> <p>【地下構造物に対する事前対策】平成 27 年 3 月 18 日付け原規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアークセスルトについて」等より、保管場所については、地下構造物の影響は受けられないこと、アークセスルトについては、鉄板敷設による事前対策を講じており耐震評価による影響は受けられないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</p>													

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提出版)	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由										
—	<p style="text-align: center;">第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">関係条文</th> <th style="width: 30%;">安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th> <th style="width: 10%;">抽出対象</th> <th style="width: 15%;">左記判断理由</th> <th style="width: 15%;">Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要な措置を実施するために必要な技術的能力</td> <td> <p>すことのないよう、鉄塔について、Ss 耐震性を確認する方針としており、その耐震評価結果についてでも記載している。</p> <p>【EM-001 改 6 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (緊急時対策所の変更) (設計基準対象施設) (平成 29 年 1 月 27 日) P. 34-補足-195】</p> <p>【EM-002 改 9 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (緊急時対策所の変更) (重大事故等対処施設) (平成 29 年 1 月 27 日) P. 51-8-補足-195】</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し	必要な措置を実施するために必要な技術的能力	<p>すことのないよう、鉄塔について、Ss 耐震性を確認する方針としており、その耐震評価結果についてでも記載している。</p> <p>【EM-001 改 6 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (緊急時対策所の変更) (設計基準対象施設) (平成 29 年 1 月 27 日) P. 34-補足-195】</p> <p>【EM-002 改 9 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (緊急時対策所の変更) (重大事故等対処施設) (平成 29 年 1 月 27 日) P. 51-8-補足-195】</p>				<p>—</p> <p>※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。</p>
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う設計及び工事計画への見直し								
必要な措置を実施するために必要な技術的能力	<p>すことのないよう、鉄塔について、Ss 耐震性を確認する方針としており、その耐震評価結果についてでも記載している。</p> <p>【EM-001 改 6 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (緊急時対策所の変更) (設計基準対象施設) (平成 29 年 1 月 27 日) P. 34-補足-195】</p> <p>【EM-002 改 9 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (緊急時対策所の変更) (重大事故等対処施設) (平成 29 年 1 月 27 日) P. 51-8-補足-195】</p>											



第 3-3 表 設計方針等の変更の必要性の検討結果 (1 / 3)

既許可申請書 (基準地震動等に対する設計方針等の記載がある場合のみ抜粋)		変更要否		左記判断理由	
五号	発電用原子炉及びその附属施設等の位置、構造及び設備	基礎地震動等に関する記載概要	変更要否	基礎地震動等に関する記載概要	左記判断理由
五号 イ	発電用原子炉施設等の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設について、設置許可基準規則で定められている支持性能等を有する地盤に設置する。</li> <li>アークセルルートに關し、相定される重大事故等に対して対処できるような影響等を想定する。</li> </ul>	否	※	
五号 ロ	発電用原子炉施設等の一般構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐津波設計 (入力津波による水位変動に対して地震による地盤変動量を考慮) の設計方針を記載。</li> <li>蓄電池 (3系統目) の特に高い信頼性に対する設計方針を記載。</li> <li>緊急時対策や通信連絡設備について、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないように設計する方針を記載。</li> </ul>	否	※	
五号 ヌ	その他発電用原子炉の附属施設等の構造及び設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に適切に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</li> </ul>	否	※	
十号	重大事故に至るおそれがある事故 (運転時の異常な過渡変化及び燃料基盤事故を除く) 又は重大事故、事故に對処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地周辺等の地質や地震動の調査検討結果</li> <li>基礎地盤の安定性評価結果</li> <li>周辺斜面の安定性評価結果</li> <li>基礎地震動の算定方針及び算定結果について記載。</li> </ul>	要	① ②	① ② 基礎地震動のスペクトル形状及び時刻歴波形を記載しており、追加した Ss-3 の反映が必要。③ 原単位応答スペクトルに基づき高周波側 Ss-3 の追加は、基準津波の波源の相関とは関係なく、基準津波の波源を基に算定される地盤地震動に影響を及ぼさない。
添付書類	3. 地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐津波設計 (入力津波による水位変動に対して地震による地盤変動量を考慮) の設計方針を記載。</li> <li>蓄電池 (3系統目) の特に高い信頼性に対する設計方針を記載。</li> <li>緊急時対策や通信連絡設備について、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないように設計する方針を記載。</li> </ul>	否	※	
	5. 地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地周辺等の地質や地震動の調査検討結果</li> <li>基礎地盤の安定性評価結果</li> <li>周辺斜面の安定性評価結果</li> <li>基礎地震動の算定方針及び算定結果について記載。</li> </ul>	要	③	③ 標準応答スペクトルを考慮しても、地震 PRA に用いる確率的な地震ハザード評価に変更はなく、後設のアナリテイ評価にも影響はない。地震 PRA の結果に影響はない。新たな事故シナリオグループの追加要否を判断する精度及び影響におい、標準応答スペクトルを考慮することによる影響はなく、事故シナリオグループ選定の結果に影響はない。(添付資料 1)
	7. 津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐津波設計 (入力津波による水位変動に対して地震による地盤変動量を考慮) の設計方針を記載。</li> <li>蓄電池 (3系統目) の特に高い信頼性に対する設計方針を記載。</li> <li>緊急時対策や通信連絡設備について、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないように設計する方針を記載。</li> </ul>	否	※	
	8. 火山	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地周辺等の地質や地震動の調査検討結果</li> <li>基礎地盤の安定性評価結果</li> <li>周辺斜面の安定性評価結果</li> <li>基礎地震動の算定方針及び算定結果について記載。</li> </ul>	否	※	

※ 基礎地震動等の追加を考慮した場合でも「基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計する」という基本設計方針の変更はない。

第 3-3 表 設計方針等の変更の必要性の検討結果 (1 / 3)

既許可申請書		変更要否		左記判断理由	
五号	発電用原子炉及び附属施設等の位置、構造及び設備	基礎地震動等に関する記載概要	変更要否	基礎地震動等に関する記載概要	左記判断理由
五号 イ	発電用原子炉施設等の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設について、設置許可基準規則で定められている支持性能等を有する地盤に設置する。</li> <li>アークセルルートについて、相定される重大事故等に対処できるような影響等を想定する。</li> </ul>	否		Ss-3 追加を考慮しても、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力での設計という設計方針には変更しないため、変更否と判断した。
五号 ロ	発電用原子炉施設等の一般構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震構造 (基準地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形、並びに弾性設計用地震動の設定の考え方を除く) の設計方針を記載。</li> <li>基準地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形を記載。</li> <li>弾性設計用地震動の設定の考え方を記載。</li> </ul>	要	①	① 設計申請にあたっては、認可済のある評価手法を採用し、必要により設置許可の設計方針を変更しない範囲での補強工事を実施することで、設置許可申請書の設計方針に基づいた申請が可能であるため、変更否と判断した。
五号 ヌ	その他発電用原子炉の附属施設等の構造及び設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐津波構造 (入力津波による水位変動に、地震による地盤変動量を安全側に考慮) の設計方針を記載。</li> <li>蓄電池 (3系統目) について、特に高い信頼性に対する設計方針を記載。</li> <li>緊急時対策や通信連絡設備について、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする方針を記載。</li> </ul>	否		Ss-3 追加を考慮しても、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力での設計という設計方針には変更しないため、変更否と判断した。
十号	重大事故に至るおそれがある事故 (運転時の異常な過渡変化及び燃料基盤事故を除く) 又は重大事故、他の事故が発生した場合における当該事故に對処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震構造 (基準地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形、並びに弾性設計用地震動の設定の考え方を除く) の設計方針を記載。</li> <li>基準地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形を記載。</li> <li>弾性設計用地震動の設定の考え方を記載。</li> </ul>	要	②	② Sd-3 の設定にあたっては、Ss-3 に対して係数 0.5 を乗じたこと。係数 0.5 は、現行の基準地震動に対する係数 0.6 とは異なるため、係数設定について反映が必要。
本文	発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に對処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震構造 (基準地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形、並びに弾性設計用地震動の設定の考え方を除く) の設計方針を記載。</li> <li>基準地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形を記載。</li> <li>弾性設計用地震動の設定の考え方を記載。</li> </ul>	否		Ss-3 追加を考慮しても、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力での設計という設計方針には変更しないため、変更否と判断した。
本文	重大事故に至るおそれがある事故 (運転時の異常な過渡変化及び燃料基盤事故を除く) 又は重大事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震構造 (基準地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形、並びに弾性設計用地震動の設定の考え方を除く) の設計方針を記載。</li> <li>基準地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形を記載。</li> <li>弾性設計用地震動の設定の考え方を記載。</li> </ul>	否		Ss-3 追加を考慮しても、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力での設計という設計方針には変更しないため、変更否と判断した。

差異理由

① 耐震構造のうち、「Ss 又は Sd による地震力で設計する」という設計方針には変更しないことを明示するため、項目を細分化した。(実質的な差異なし)

② 川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、安全審査資料の抽出にあたっては、設工認申請書の評価結果を確認し、既許可申請書の設計方針への影響を考察した上で、抽出要否を判断することとした。

③ 設置許可申請書の資料構成の相違

伊方発電所3号炉（令和4年11月18日提出版）

第3-3表 設計方針等の変更の必要性の検討結果（2/3）

添付書類八 (基礎地震動等に関する設計方針等の記載がある場合のみ該当)	既許可申請書 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書	基礎地震動等に関する記載概要	変更要否	左記判断理由
1.	安全設計（原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震設計（各施設設計の地震に対する考え方や地震その他自然現象の重畳の考え方を含む）の方針について記載。</li> <li>弾性設計用地震動動設定の考え方、スペクトル形状及び時刻履歴形状を記載。</li> </ul>	否	耐震設計の方針には変更はないが、追加した弾性設計用地震動 Sd-3 のスペクトル形状及び時刻履歴形状について反映が必要
<p>※ 基礎地震動等の追加でも、基礎地震動又は弾性設計用地震動による地震力設計の変更はない。</p> <p>「伊方発電所3号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請について(厳密情報記載箇所抜粋)」に示す、</p>				
2.	プラント配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐津波設計（入力津波による水位変動に対して地震による地震変動量を考慮）の設計方針を記載。</li> </ul>	否	標準応答スペクトルに基づく標準地震動 Ss-3 の追加は、基礎津波の波源の距離とは関係なく、基礎津波の設置を基に算定される地震変動量に影響を及ぼさない。
3.	原子炉及び炉心	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の特性及び地震、台風、高潮、津波等の自然条件を考慮し、安全性の確保、プラント機能が十分発揮できる配置とする方針を記載。</li> </ul>	否	※
4.	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設			
5.	原子炉炉心冷却系統施設			
6.	計測制御系統施設			
7.	放射性廃棄物処理施設			
9.	原子炉格納施設			
10.	その他発電用原子炉の附属施設			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の重要設計の方針を記載。</li> </ul>	否	※

川内原子力発電所1号炉及び2号炉

第3-3表 設計方針等の変更の必要性の検討結果（2/3）

添付書類六 変更に係る発電用原子炉施設の場合のみ該当	既許可申請書 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書	基礎地震動等に関する記載概要	変更要否	左記判断理由
3.	地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地周辺等の地質や地質構造の調査検査結果</li> </ul>	否	標準応答スペクトルを考慮した Ss-3 の追加は、地質や地質構造の調査検査結果と関係ない。
5.	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>川内1号炉は設計用地震基礎加速度、2号炉は標準地震動 S1、S2 の策定方針及び策定結果について記載。</li> </ul>	否	標準応答スペクトルを考慮した Ss-3 の追加は、旧指針に基づく標準地震動等と関係ない。
7.	発電用原子炉設置変更許可申請（平成27年12月17日申請）に係る気象、地盤、水理、地震、社会環境等			
7.3	地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地周辺等の地質や地質構造の調査検査結果</li> </ul>	否	標準応答スペクトルを考慮した Ss-3 の追加は、地質や地質構造の調査検査結果と関係ない。
7.5	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準地震動 Ss の策定方針及び策定結果について記載</li> </ul>	要	Ss-3 の策定方針及び策定結果について反映が必要。
7.6	原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎地盤の安定性評価結果</li> <li>周辺斜面の安定性評価結果</li> </ul>	要	Ss-3 に対する基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について反映が必要。
7.7	津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に伴う津波について検討し、重畳も考慮した上で標準津波を設定している。</li> </ul>	否	標準応答スペクトルを考慮した Ss-3 の追加は標準津波の波源と関係ない。
7.8	火山	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山性地震について、文献調査に基づいて影響がないことを確認している。</li> </ul>	否	標準応答スペクトルを考慮した Ss-3 の追加は火山影響評価と関係ない。
添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書		<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の耐震設計（自然条件との荷重の組合せの考え方を含む）の基本方針について記載。</li> <li>弾性設計用地震動の設定の考え方、応答スペクトル形状及び時刻履歴形状を記載。</li> <li>耐津波構造（入力津波による水位変動に、地震による地震変動量を安全側に考慮）の設計方針を記載。</li> </ul>	否	Ss-3 の追加を考慮しても、基礎地震動又は弾性設計用地震動による地震力設計するという設計方針には変更はないため、変更を判断した。
1.	安全設計		否	Sd-3 の係数設定、並びに Sd-3 の応答スペクトル及び時刻履歴形状について反映が必要。
<p>※ 基礎地震動等の追加でも、基礎地震動又は弾性設計用地震動による地震力設計の変更はない。</p> <p>本記載内容は、商業機密あるいは防護上の観点から、公開できません。 本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 SSS-2-2（参考）」に示す。</p>				

差異理由

- 設置許可申請書の資料構成の相違



伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版)

川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉

差異理由

第 3-3 表 設計方針等の変更の必要性の検討結果 (3 / 3)

既許可申請書	既許可申請書	基準地震動等に関する記載概要	変更要否	左記判断理由
(基準地震動等に対する設計方針等の記載がある場合のみ抜粋)		・圧力ハウジング、屋内及び屋外アークセクターに対する耐震設計の方針を記載。 ・地震事象に対する体制、手順等の整備方針を記載。	否	※
添付書類十	変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書	・重大事故等に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRA の知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シナリオグループ等に含まれない有意な頻度又は影響をもたらすものが新たに抽出されなことを確認することを記載。また、確認結果として、地震特有の事象は、頻度及び影響の観点から有意な頻度又は影響をもたらす事故シナリオグループとして新たに追加する必要があることを記載。	否	標準応答スペクトルを考慮しても、地震 PRA に用いている確率論的地震ハザード評価に変更はなく、後のフラジリティ評価にも影響はないため、地震 PRA の結果に影響はない。新たな事故シナリオグループの追加要否を判断する頻度及び影響において、標準応答スペクトルを考慮することによる影響はなく、事故シナリオグループ選定の結果に影響はない。(添付資料 1)
添付書類 追補 2 (添付書類十)	「6. 重大事故等への対処に係る措置の有効性評価の基本的考え方」の追補	・重大事故等に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRA の知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シナリオグループ等に含まれない有意な頻度又は影響をもたらすものが新たに抽出されなことを確認することを記載。また、確認結果として、地震特有の事象は、頻度及び影響の観点から有意な頻度又は影響をもたらす事故シナリオグループとして新たに追加する必要があることを記載。	否	標準応答スペクトルを考慮しても、地震 PRA に用いている確率論的地震ハザード評価に変更はなく、後のフラジリティ評価にも影響はないため、地震 PRA の結果に影響はない。新たな事故シナリオグループの追加要否を判断する頻度及び影響において、標準応答スペクトルを考慮することによる影響はなく、事故シナリオグループ選定の結果に影響はない。(添付資料 1)

※ 基準地震動等の追加を考慮した場合でも、「基準地震動又は評価用地震動による地震力で設計する」という基本的設計方針の変更はない。

第 3-3 表 設計方針等の変更の必要性の検討結果 (3 / 3)

既許可申請書	既許可申請書	基準地震動等に関する記載概要	変更要否	左記判断理由
2.	プラント配置	・敷地の特性、自然条件を考慮し、安全性の確保、プラント機能が十分発揮できる配置とする方針を記載。	否	Ss-3 追加を考慮しても、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計するという設計方針には変更ないため、変更否と判断した。
3.	発電用原子炉及び炉心			
4.	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設			
5.	原子炉冷却系統施設			
6.	計測制御系統施設			
7.	放射性廃棄物の廃棄施設			
9.	原子炉格納施設			
10.	その他発電用原子炉の附属施設			
添付書類	変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書	・重大事故等に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRA の知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シナリオグループ等に含まれない有意な頻度又は影響をもたらすものが新たに抽出されなことを確認することを記載。また、確認結果として、地震特有の事象は、頻度及び影響の観点から有意な頻度又は影響をもたらす事故シナリオグループとして新たに追加する必要があることを記載。	否	Ss-3 追加を考慮しても、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計するという設計方針には変更ないため、変更否と判断した。
添付書類十	「6. 重大事故等への対処に係る措置の有効性評価の基本的考え方」の追補	・重大事故等に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRA の知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シナリオグループ等に含まれない有意な頻度又は影響をもたらすものが新たに抽出されなことを確認することを記載。また、確認結果として、地震特有の事象は、頻度及び影響の観点から有意な頻度又は影響をもたらす事故シナリオグループとして新たに追加する必要があることを記載。	否	Ss-3 追加を考慮しても、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計するという設計方針には変更ないため、変更否と判断した。

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

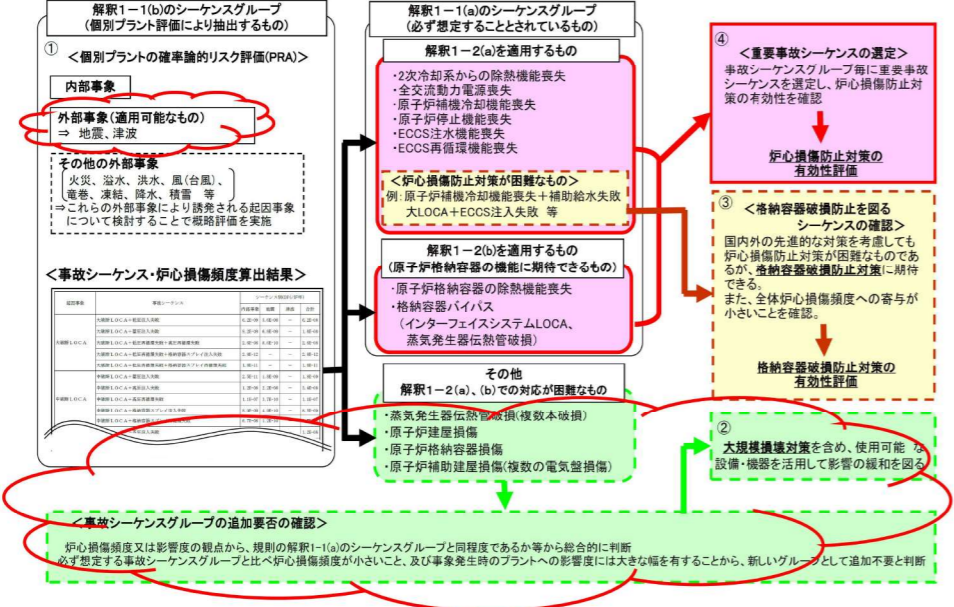
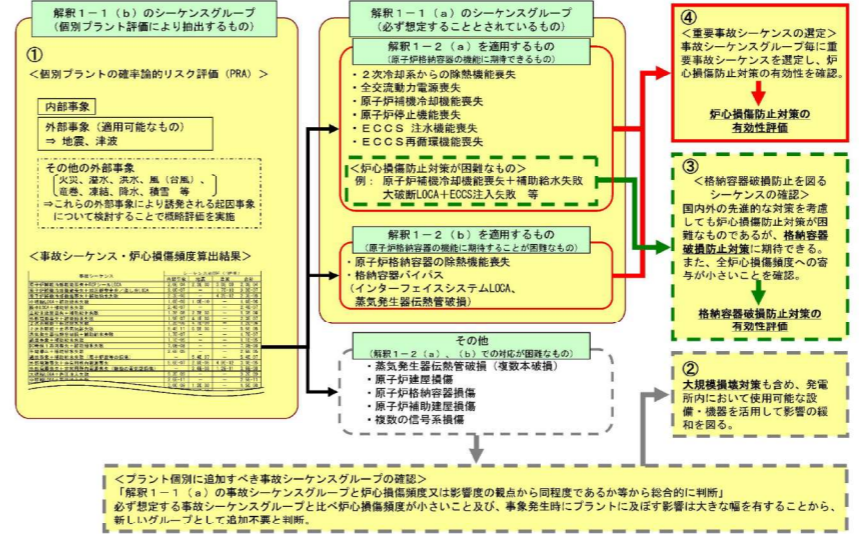
伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提出版)	川内原子力発電所 1 号炉 及び 2 号炉	差異理由
<p>4. まとめ</p> <p>既許可申請書及び安全審査資料から、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載を抽出し、Ss-3-3 の追加に伴い記載内容に変更が生じるか検討した。</p> <p>その結果、既許可申請書には、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価並びに基準地震動の策定結果以外については、基準地震動等に対する設計方針の記載であることを確認した。</p> <p>また、基準地震動等に対する設計方針を策定するに際し、安全審査資料において実施している基準地震動等に対する評価については、Ss-3-3 を追加してもその評価結果や考察に影響を与えない、若しくは、(設計及び) 工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて (設計及び) 工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示している内容であることを確認した。</p> <p>追加する基準地震動 Ss-3-3 は、水平方向においては、既存の基準地震動 Ss-1 に包絡されており、鉛直方向においては、既存の基準地震動を上回っている周期帯があるものの、その範囲は狭く、超過している割合は最大でも 7% である。一般的な施設の耐震評価において、水平方向の地震力が支配的であることに加え、超過周期における基準地震動 Ss-1 に対する水平方向加速度比率との関係や、第 3-2 表で個別に考察した結果から、設計及び工事計画認可申請書に対する見通しを得ていることから、これらの評価結果については、同申請書の手続きの中で評価結果をお示しする。</p> <p>なお、設計及び工事計画認可申請においては、認可実績のある評価手法を採用し、必要に応じて支持構造物の追設等の耐震工事等を実施することで、設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行う。</p> <p>以上の確認結果を元に、標準応答スペクトルを考慮した評価に基づき策定した基準地震動 Ss-3-3 を追加した設置変更許可を申請した。</p>	<p>4. まとめ</p> <p>既許可申請書及び安全審査資料から、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載を抽出し、Ss-3 の追加に伴い記載内容に変更が生じるか検討した。</p> <p>その結果、既許可申請書には、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価並びに基準地震動の策定結果以外については、基準地震動等に対する設計方針の記載であることを確認した。弾性設計用地震動の設定にあたっては、基準地震動 Ss-3 に対して係数 0.5 を乗じることで、基準地震動 S<sub>1</sub> の応答スペクトルを包絡することを確認したため、これを弾性設計用地震動 Sd-3 として設定した。</p> <p>また、基準地震動等に対する設計方針を作成するに際し、安全審査資料において実施している基準地震動等に対する評価については、以下の(1)又は(2)の事項に該当することから、既許可申請書に記載の設計方針に影響を与えるものではないことを確認した。</p> <p>(1) 基準地震動等の追加が、その評価結果や考察に影響を与えないこと</p> <p>(2) 設計及び工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて設計及び工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示している内容については、基準地震動 Ss-3 の超過周期及び超過割合を踏まえ、既許可申請書の設計方針を変更する必要はないこと</p> <p>追加する基準地震動 Ss-3 の超過周期及び超過割合は、水平方向については、約 0.2 秒より短周期側において最大 5 割程度、鉛直方向については、主に約 0.1 秒より短周期側において最大 7 割程度である。基準地震動 Ss-3 追加に伴う施設への影響について、新規制基準適合性設工認以降の既設工認申請書に評価結果が記載された施設を対象として、網羅的に確認した結果、いずれも認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見通しであり、既許可の設計方針を変更する必要はないことを確認した。</p> <p>なお、設計及び工事計画認可申請においては、認可実績のある評価手法を採用し、必要に応じて支持構造物の追設等の耐震工事等を実施することで、設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行う。</p> <p>以上の確認結果を基に、標準応答スペクトルを考慮した評価に基づき策定した基準地震動 Ss-3 を追加した設置変更許可を申請した。</p>	<p>① 川内 1, 2 号では、Sd-3 の設定にあたって、現行の Sd-1, 2 とは異なる係数を設定することとした。これは設置許可申請書の本文記載事項の変更を伴うため、今回申請における変更箇所として記載した。</p> <p>② 川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、安全審査資料の抽出にあたっては、設工認申請書の評価結果を確認し、既許可申請書の設計方針への影響を考察した上で、抽出要否を判断することとした。</p> <p>③ 川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、施設への影響確認にあたっては、設工認申請書を網羅的に確認した上で、既許可の設計方針を変更する必要はないことを確認している。</p>



【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1</p> <p>標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループ選定への影響について</p> <p>1. はじめに 標準応答スペクトル考慮に伴い、既許可における PRA の結果を踏まえた重大事故等対策の有効性評価を行うための事故シーケンスグループの選定に対する影響がないことを確認するものである。</p> <p>2. PRA を用いた事故シーケンスグループの選定（既許可） 重大事故等対策の有効性評価を行うための事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス選定の全体プロセスを第 2-1 図に示す。事故シーケンスグループの選定にあたっては、内部事象 PRA に加え、内部事象 PRA では想定していない複数機能・複数機器の同時喪失を伴う事象の発生を考慮した地震及び津波 PRA を用いている。 内部事象並びに地震及び津波 PRA の結果から得られた事故シーケンスについて、喪失した機能及び炉心損傷に至った主要因の観点から分類し、グループ化を行っている。このうち、実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）に基づき必ず想定する事故シーケンスグループと直接的に対応しない外部事象特有の事象として、</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気発生器伝熱管破損（複数本破損）</li> <li>・原子炉建屋損傷</li> <li>・原子炉格納容器損傷</li> <li>・原子炉補助建屋損傷</li> </ul> </div> <p>の事故シーケンスを抽出している。これらの事故シーケンス全体を 1 つの外部事象特有の事故シーケンスグループとし、解釈で必ず想定するとされている事故シーケンスグループと異なる新たな事故シーケンスグループとしての追加の要否について、頻度及び影響の観点から検討している。その結果、小規模な事象を含めても全炉心損傷頻度に対する寄与が極めて小さいこと、大規模な事故に至る頻度はさらに小さく、仮に発生したとしても影響を緩和する対策を整備していることから、解釈に基づき必ず想定するとされている事故シーケンスグループと比較して有意な頻度又は影響をもたらすものではなく、事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はないと総合的に判断している。</p> <p style="text-align: center;">添付 1-1</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1</p> <p>標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループ選定への影響について</p> <p>1. はじめに 標準応答スペクトル考慮に伴い、既許可における PRA の結果を踏まえた重大事故等対策の有効性評価を行うための事故シーケンスグループの選定に対する影響がないことを確認するものである。</p> <p>2. PRA を用いた事故シーケンスグループの選定（既許可） 重大事故等対策の有効性評価を行うための事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス選定の全体プロセスを第 2-1 図に示す。事故シーケンスグループの選定にあたっては、内部事象 PRA に加え、内部事象 PRA では想定していない複数機能・複数機器の同時喪失を伴う事象の発生を考慮した地震及び津波 PRA を用いている。 内部事象並びに地震及び津波 PRA の結果から得られた事故シーケンスについて、喪失した機能及び炉心損傷に至った主要因の観点から分類し、グループ化を行っている。このうち、実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）に基づき必ず想定する事故シーケンスグループと直接的に対応しない外部事象特有の事象として、</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋損傷</li> <li>・原子炉格納容器損傷</li> <li>・原子炉補助建屋損傷</li> <li>・複数の信号系損傷</li> <li>・蒸気発生器伝熱管破損（複数本破損）</li> </ul> </div> <p>の事故シーケンスを抽出している。これらの事故シーケンス全体を 1 つの外部事象特有の事故シーケンスグループとし、解釈で必ず想定するとされている事故シーケンスグループと異なる新たな事故シーケンスグループとしての追加の要否について、頻度及び影響の観点から検討している。その結果、小規模な事象を含めても全炉心損傷頻度に対する寄与が極めて小さいこと、大規模な事故に至る頻度はさらに小さく、仮に発生したとしても影響を緩和する対策を整備していることから、解釈に基づき必ず想定するとされている事故シーケンスグループと比較して有意な頻度又は影響をもたらすものではなく、事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はないと総合的に判断している。</p> <p style="text-align: center;">添付 1-1</p>	<p>・既許可の地震 PRA 評価結果の相違</p>



伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 月 1 8 日 提出版)	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
 <p>第2-1図 事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ選定の全体プロセス (平成27年7月15日許可に係る添付書類十追補2、I 事故シナリオグループおよび重要事故シナリオ等の選定について 第1-1図 事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ選定の全体プロセス の再掲)</p> <p>3. 標準応答スペクトル考慮に伴う地震PRA及び事故シナリオグループの選定への影響</p> <p>2. のとおり、事故シナリオグループの選定における地震事象特有の事故シナリオは、炉心損傷頻度に対する寄与が極めて小さいことから、仮に標準応答スペクトルを考慮しても事故シナリオグループの選定に影響はないと考えられる。しかしながら、地震PRAの各評価ステップに沿って、標準応答スペクトルを考慮した場合の影響を以下のとおり検討し、地震PRA及び事故シナリオグループの選定への影響を確認した。</p> <p>(1) 地震PRAの評価手法</p> <p>地震レベル1 PRAの評価フローを第3-1図に示す。</p> <p>地震レベル1 PRAは、地震ハザード評価に基づき実施しており、地震ハザード評価が変更となれば、後段のフラジリティ評価や事故シナリオ評価にも影響を与えることとなる。既許可における確率論的地震ハザードに基づくPRAの結果を踏まえた重大事故等対策の有効性評価を行うための事故シナリオグループの選定について、地震PRAの各評価ステップに沿って、標準応答スペクトルを考慮した場合の影響について確認する。</p> <p>添付1-2</p>	 <p>第2-1図 事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ選定の全体プロセス (平成 26 年 9 月 10 日 許可に係る添付書類十追補2、I 事故シナリオグループおよび重要事故シナリオ等の選定について 第1-1図 事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ選定の全体プロセス の再掲)</p> <p>3. 標準応答スペクトル考慮に伴う地震PRA及び事故シナリオグループの選定への影響</p> <p>2. のとおり、事故シナリオグループの選定における地震事象特有の事故シナリオは、炉心損傷頻度に対する寄与が極めて小さいことから、仮に標準応答スペクトルを考慮しても事故シナリオグループの選定に影響はないと考えられる。しかしながら、地震PRAの各評価ステップに沿って、標準応答スペクトルを考慮した場合の影響を以下のとおり検討し、地震PRA及び事故シナリオグループの選定への影響を確認した。</p> <p>(1) 地震PRAの評価手法</p> <p>地震レベル1 PRAの評価フローを第3-1図に示す。地震レベル1 PRAは地震ハザード評価に基づき実施しており、地震ハザード評価が変更となれば、後段のフラジリティ評価や事故シナリオ評価にも影響を与えることとなる。既許可における確率論的地震ハザードに基づくPRAの結果を踏まえた重大事故等対策の有効性評価を行うための事故シナリオグループの選定について、地震PRAの各評価ステップに沿って、標準応答スペクトルを考慮した場合の影響について確認する。</p> <p>添付 1-2</p>	



【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提 出 版）	川内原子力発電所 1 号炉 及 び 2 号 炉	差 異 理 由
<div data-bbox="341 441 1142 913" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="504 934 964 961">第3-1図 地震レベル1 PRAの評価フロー</p> <p data-bbox="341 997 934 1029">(2) 標準応答スペクトル考慮に伴う地震PRAへの影響</p> <p data-bbox="356 1039 742 1071">① 確率論的地震ハザードへの影響</p> <p data-bbox="385 1071 1172 1480">既許可で実施した確率論的地震ハザード解析は、日本原子力学会「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」に基づき、一つの地震に対して、震源の位置、地震の規模及び発生頻度を特定して扱うモデルから評価する方法（特定震源モデルに基づく方法）及び個々の地震の震源を個別に扱わずに、ある広がりを持った領域の中で発生する地震群として扱うモデルから評価する方法（領域震源モデルに基づく評価方法）にて評価を行っている。このうち、領域震源モデルに基づく方法では、震源を特定せず策定する地震動に対する評価が含まれており、地震の規模と頻度を事前に特定することができない地震に対して、最大地震規模M7.3に対する評価を実施していることから、標準応答スペクトル（最大地震規模M6.9程度）を踏まえても確率論的地震ハザード評価の変更は不要であり、地震ハザードに影響はない。</p> <p data-bbox="385 1480 1172 1722">震源を特定せず策定する地震動による基準地震動S<sub>s</sub>-3（標準応答スペクトルに基づく基準地震動S<sub>s</sub>-3-3を含む）の応答スペクトルと領域震源モデルによる一様ハザードスペクトルとの比較を第3-2図に示す。基準地震動S<sub>s</sub>-3の年超過確率は、10<sup>-4</sup>～10<sup>-7</sup>程度である。なお、参考として、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動による基準地震動S<sub>s</sub>-1及び基準地震動S<sub>s</sub>-2の応答スペクトルと一様ハザードスペクトルとの比較も第3-3図及び第3-4図に示しており、基準地震動S<sub>s</sub>-1及び基準地震動S<sub>s</sub>-2の年超過確率は、</p> <p data-bbox="682 1764 786 1795">添付1-3</p>	<div data-bbox="1543 472 2300 934" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="1706 945 2136 976">第3-1図 地震レベル1 PRAの評価フロー</p> <p data-bbox="1528 1018 2062 1050">(2) 標準応答スペクトル考慮に伴う地震PRAへの影響</p> <p data-bbox="1543 1050 1899 1081">① 確率論的地震ハザードへの影響</p> <p data-bbox="1573 1081 2329 1533">既許可申請書（平成 25 年 7 月 8 日 申請、平成 26 年 9 月 10 日 許可）の添付書類六「7.5 地震」で基準地震動の超過確率参照のために実施した確率論的地震ハザード解析は、日本原子力学会「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」に基づき、一つの地震に対して、震源の位置、地震の規模及び発生頻度を特定して扱うモデルから評価する方法（特定震源モデルに基づく方法）及び個々の地震の震源を個別に扱わずに、ある広がりを持った領域の中で発生する地震群として扱うモデルから評価する方法（領域震源モデルに基づく評価方法）にて評価を行っている。このうち、領域震源モデルに基づく方法では、震源を特定せず策定する地震動に対する評価が含まれており、地震の規模と頻度を事前に特定することができない地震に対して、最大地震規模M7.1に対する評価を実施していることから、標準応答スペクトル（最大地震規模M6.9程度）を踏まえても確率論的地震ハザード評価の変更は不要であり、確率論的地震ハザードに影響はない。</p> <p data-bbox="1573 1533 2329 1669">標準応答スペクトルを考慮した地震動による基準地震動 S<sub>s</sub>-3 を含む基準地震動 S<sub>s</sub> の応答スペクトルと特定震源モデル及び領域震源モデルの双方に基づく一様ハザードスペクトルとの比較図を第 3-2 図に示す。基準地震動 S<sub>s</sub> の超過確率は、10<sup>-4</sup>～10<sup>-5</sup>程度であり、既許可評価と同等である。</p> <p data-bbox="1869 1732 1973 1764">添付 1-3</p>	<p data-bbox="2582 220 2700 252">差 異 理 由</p>

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

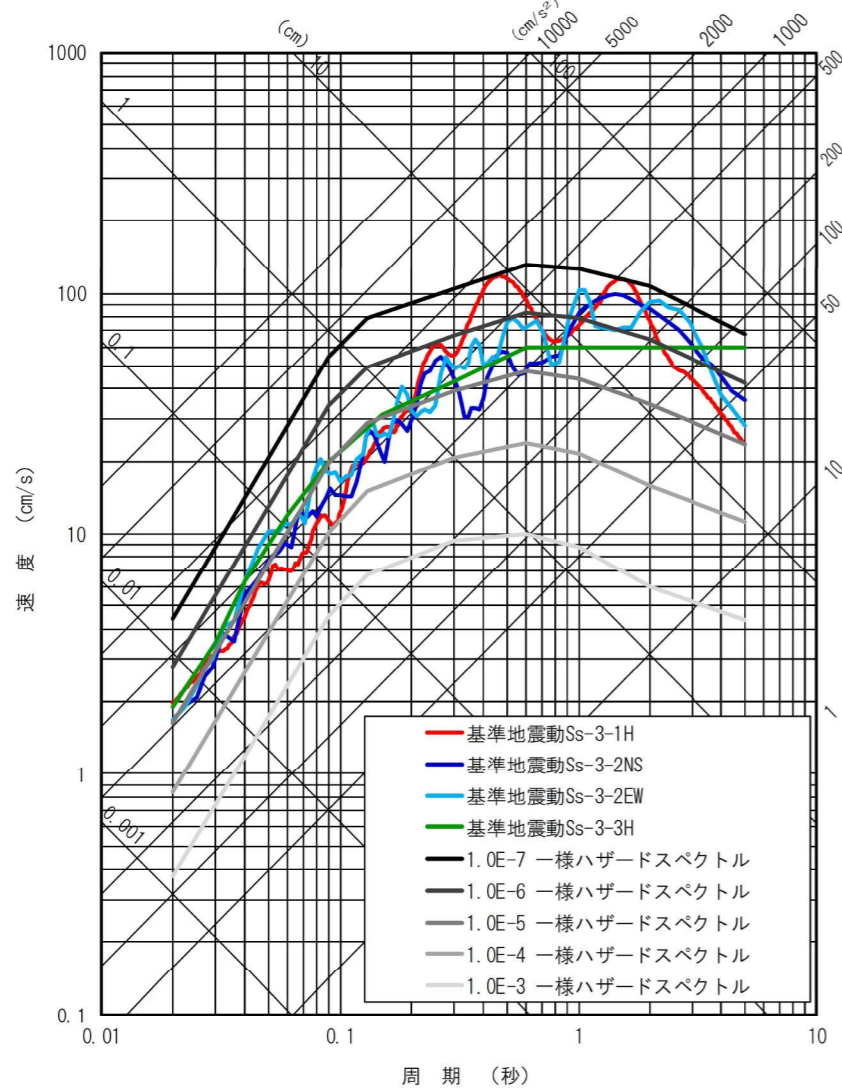
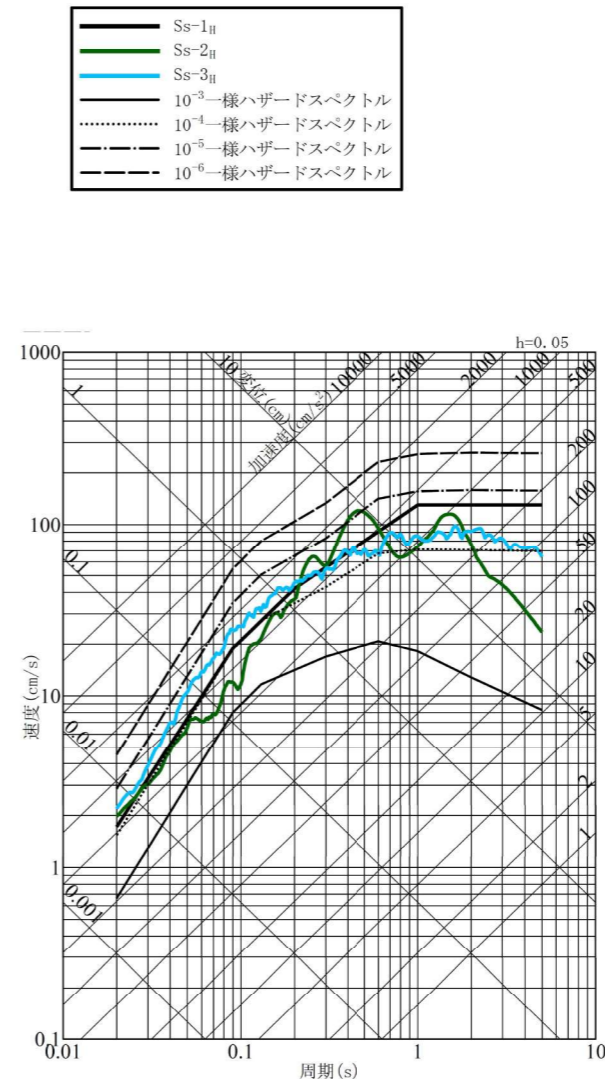
伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提 出 版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>10<sup>-4</sup>～10<sup>-6</sup>程度である。既許可申請書においては、全周期帯に亘って地震動レベルが大きく、伊方発電所の代表的な基準地震動であるSs-1の応答スペクトルと一様ハザードスペクトルとの比較を示しているが、標準応答スペクトルに基づく基準地震動Ss-3-3を追加しても代表性の考え方に変更はない。</p> <p>② フラジリティへの影響 建屋フラジリティ評価では、現実的耐力と現実的応答による方法を採用した評価を、機器フラジリティ評価では、耐力係数と応答係数による方法を採用した評価を行っている。いずれの評価とも、確率論的地震ハザードから算出する一様ハザードスペクトルを用いている。 標準応答スペクトルを考慮した場合でも、「① 確率論的地震ハザードへの影響」のとおり影響はないことから、確率論的地震ハザードから算出される一様ハザードスペクトルについても影響はない。このため、フラジリティ評価に影響はない。</p> <p>③ 炉心損傷頻度への影響 炉心損傷頻度は、地震ハザード評価と建屋・機器フラジリティ評価に基づき事故シーケンス評価によって算出される。「① 確率論的地震ハザードへの影響」、「② フラジリティへの影響」より、標準応答スペクトルを考慮した場合でも、確率論的地震ハザード評価及びフラジリティ評価に影響を与えるものでないことから、すべての事故シーケンスの炉心損傷頻度への影響はない。</p> <p>(3) 標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループへの影響 標準応答スペクトルを考慮した場合においても、これまで認識されていない地震による建屋、機器の損傷や損傷形態が生じることは考えられない。このため、外部事象特有の事故シーケンスとして抽出されている 4 事象以外の新たな外部事象特有の事故シーケンスは抽出されない。また、新たな事故シーケンスグループの追加要否を検討した際の頻度及び影響の観点について、標準応答スペクトルを考慮することによる外部事象特有の事故シーケンスとして抽出されている 4 事象への影響を整理した。 頻度の観点については、「(2) 標準応答スペクトル考慮による地震PRAへの影響」により、標準応答スペクトルを考慮した場合においても炉心損傷頻度への影響はない。このため、全炉心損傷頻度に対する外部事象特有の事故シーケンスの寄与割合が極めて小さいことには変わりなく、頻度の観点において、外部事象特有の事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">添付1-4</p>	<p>既許可申請書の地震PRAにおいては、全周期帯に亘って地震動レベルが大きく、川内原子力発電所の代表的な地震動である Ss-1 の応答スペクトルと一様ハザードスペクトルの比較を示している。標準応答スペクトルを考慮した基準地震動 Ss-3 の応答スペクトルは、短周期帯で基準地震動 Ss-1 を上回るが、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動 Ss-3 を追加しても、前述の通り確率論的地震ハザードへの影響はなく、確率論的地震ハザードから算出する一様ハザードスペクトルについても同様に変更はない。</p> <p>② フラジリティへの影響 建屋フラジリティ評価では、現実的耐力と現実的応答による方法を採用した評価を、機器フラジリティ評価では、耐力係数と応答係数による方法を採用した評価を行っている。いずれの評価とも、確率論的地震ハザードから算出する一様ハザードスペクトルを用いている。 標準応答スペクトルを考慮した場合でも、「① 確率論的地震ハザードへの影響」のとおり影響はないことから、確率論的地震ハザードから算出される一様ハザードスペクトルについても影響はない。このため、フラジリティ評価に影響はない。</p> <p>③ 炉心損傷頻度への影響 炉心損傷頻度は、地震ハザード評価と建屋・機器フラジリティ評価に基づき事故シーケンス評価によって算出される。「① 確率論的地震ハザードへの影響」及び「② フラジリティへの影響」より、標準応答スペクトルを考慮した場合でも、確率論的地震ハザード評価及びフラジリティ評価に影響を与えるものでないことから、すべての事故シーケンスの炉心損傷頻度への影響はない。</p> <p>(3) 標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループへの影響 標準応答スペクトルを考慮した場合においても、これまで認識されていない地震による建屋、機器の損傷や損傷形態が生じることは考えられない。このため、外部事象特有の事故シーケンスとして抽出されている 5 事象以外の新たな外部事象特有の事故シーケンスは抽出されない。また、新たな事故シーケンスグループの追加要否を検討した際の頻度及び影響の観点について、標準応答スペクトルを考慮することによる外部事象特有の事故シーケンスとして抽出されている 5 事象への影響を整理した。 頻度の観点については、「(2) 標準応答スペクトル考慮による地震PRAへの影響」により、標準応答スペクトルを考慮した場合においても炉心損傷頻度への影響はない。このため、全炉心損傷頻度に対する外部事象特有の事故シーケンスの寄与</p> <p style="text-align: center;">添付 1-4</p>	<p>・基準地震動 Ss-3 は短周期帯で基準地震動 Ss-1 を上回る旨を記載している。</p>



【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 1 月 1 8 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>影響の観点については、外部事象特有の事象が発生した場合に影響を緩和する対策を既許可において整備している。このため、仮に標準応答スペクトルに相当する地震により外部事象特有の事象が発生したとしても、整備済みの対策で対応可能であり、影響の観点において、外部事象特有の事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はない。</p> <p>4. まとめ</p> <p>標準応答スペクトルを考慮しても、地震 P R A に用いる確率論的地震ハザード評価の変更は不要であり、後段のフラジリティ評価にも影響ないため、地震 P R A に影響はない。このため、新たな事故シーケンスグループの追加についても、追加要否を検討した際の頻度及び影響の観点から、標準応答スペクトルを考慮することによる事故シーケンスグループの追加の必要はない。よって、既許可における事故シーケンスグループ選定の評価に影響はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">添付1-5</p>	<p>割合が極めて小さいことには変わりはなく、頻度の観点において、外部事象特有の事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はない。</p> <p>影響の観点については、外部事象特有の事象が発生した場合に影響を緩和する対策を既許可において整備している。このため、仮に標準応答スペクトルに相当する地震により外部事象特有の事象が発生したとしても、整備済みの対策で対応可能であり、影響の観点において、外部事象特有の事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はない。</p> <p>4. まとめ</p> <p>標準応答スペクトルを考慮しても、地震 P R A に用いる確率論的地震ハザード評価の変更は不要であり、後段のフラジリティ評価にも影響ないため、地震 P R A に影響はない。このため、新たな事故シーケンスグループの追加についても、追加要否を検討した際の頻度及び影響の観点から、標準応答スペクトルを考慮することによる事故シーケンスグループの追加の必要はない。よって、既許可における事故シーケンスグループ選定の評価に影響はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">添付 1-5</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提 出 版)	川内原子力発電所 1 号炉 及 び 2 号 炉	差 異 理 由
 <p>第 3-2 図(1) 基準地震動 Ss-3 と領域震源による一様ハザードスペクトルの比較 (水平方向)</p> <p>添付1-6</p>	 <p>第 3-2 図(1) 基準地震動と一様ハザードスペクトルの比較 (水平方向)</p> <p>添付 1-6</p>	<p>—</p>



【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

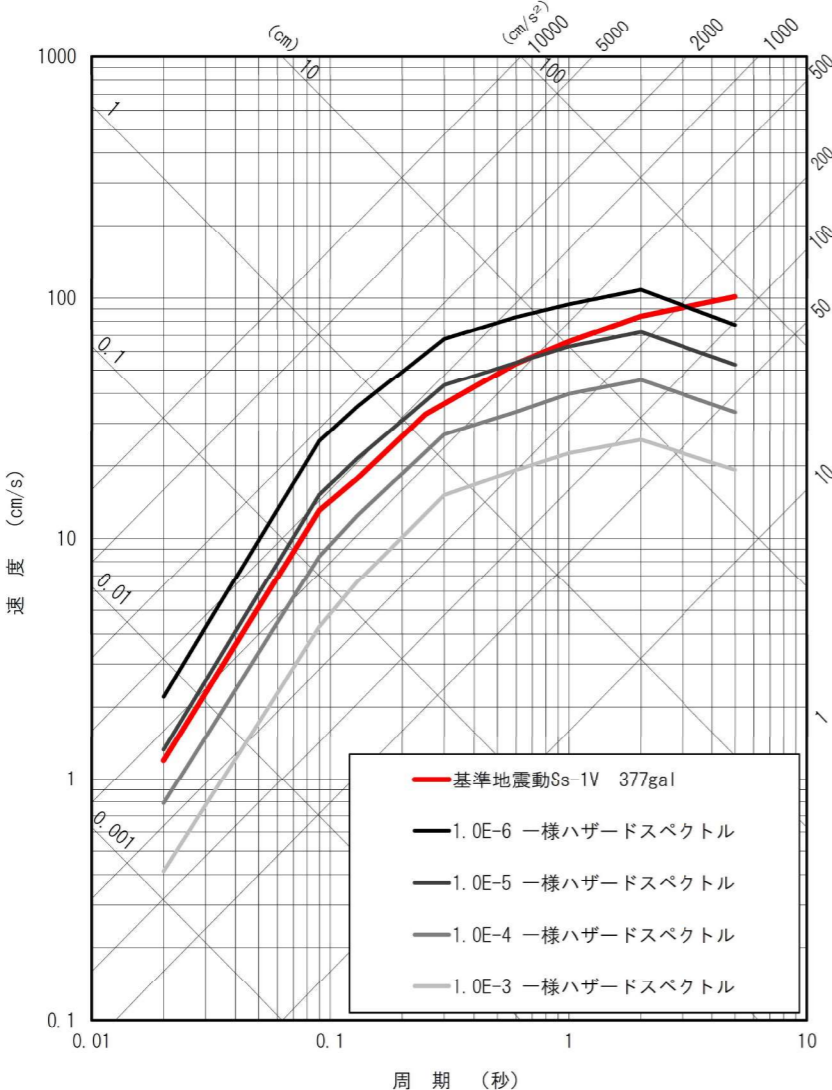
伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提 出 版)	川内原子力発電所 1 号炉 及 び 2 号 炉	差 異 理 由
<p>第 3-2 図(2) 基準地震動 Ss-3 と領域震源による一様ハザードスペクトルの比較 (鉛直方向)</p> <p>添付1-7</p>	<p>第 3-2 図(2) 基準地震動と一様ハザードスペクトルの比較 (鉛直方向)</p> <p>添付 1-7</p>	<p>—</p>

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提 出 版)	川内原子力発電所 1 号炉 及 び 2 号炉	差 異 理 由
<div data-bbox="341 441 1127 1470"> <p>第 3-3 図(1) 基準地震動 Ss-1 と一様ハザードスペクトルの比較 (水平方向)</p> </div> <p data-bbox="682 1764 786 1795">添付1-8</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>



【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

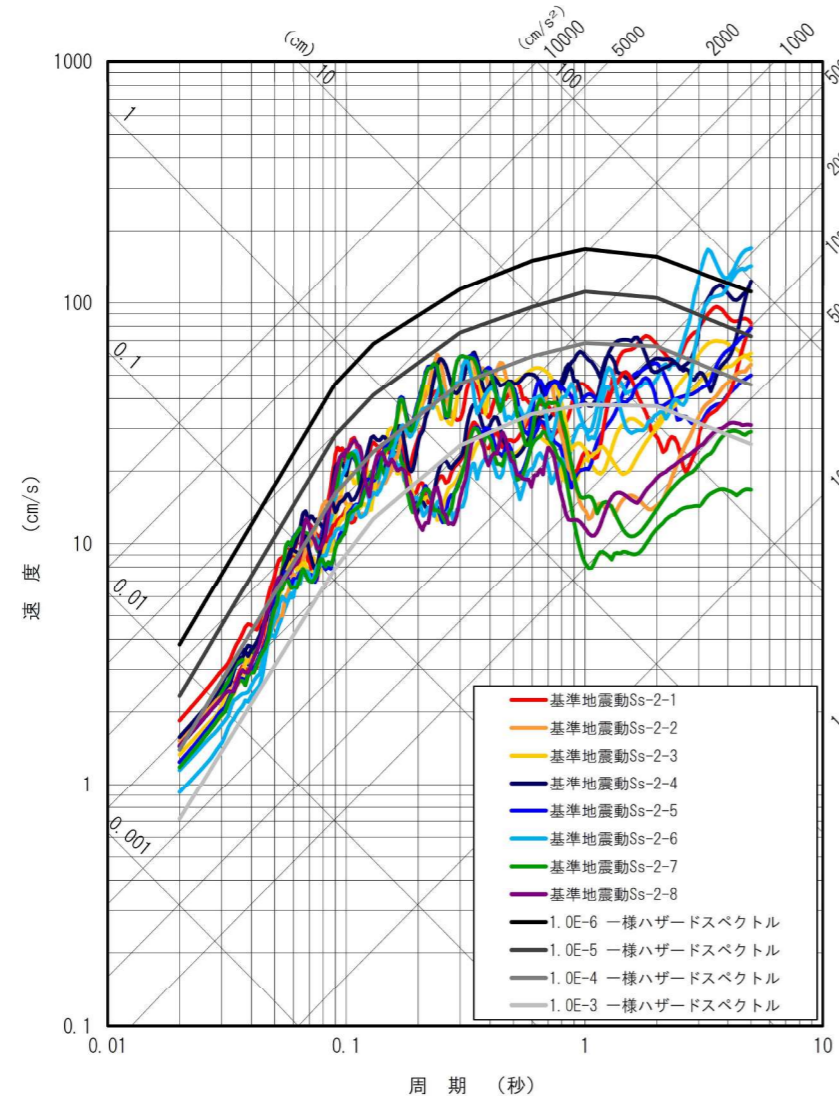
伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提 出 版)	川内原子力発電所 1 号炉 及 び 2 号炉	差 異 理 由
 <p data-bbox="400 1512 1068 1575">第 3-3 図(2) 基準地震動 Ss-1 と一様ハザードスペクトルの比較 (鉛直方向)</p> <p data-bbox="682 1764 786 1795">添付 1-9</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提出版)

川内原子力発電所 1 号炉 及び 2 号炉

差異理由



第 3-4 図(1) 標準地震動 Ss-2 と一様ハザードスペクトルの比較  
(水平方向)

添付1-10



【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 1 月 1 8 日 提 出 版)	川内原子力発電所 1 号炉 及 び 2 号炉	差 異 理 由
<p>第 3-4 図(2) 基準地震動 Ss-2 と一様ハザードスペクトルの比較 (鉛直方向)</p> <p>添付1-11</p>	<p>—</p>	<p>—</p>